

www.ewarrant.co.jp

2020.8

eワラント(カバードワラント)は、対象原資産である株式(上場投資信託等を含む)・株価指数、預託証券、通貨(リンク債)、コモディティ(リンク債)の価格変動、時間経過(一部の銘柄を除き、一般に時間経過とともに価格が下落する)や為替相場(対象原資産が国外のものの場合)など様々な要因が価格に影響を与えるので、投資元本の保証はなく、投資元本のすべてを失うおそれがあるリスクが高い有価証券です。また、対象原資産に直接投資するよりも、一般に価格変動の割合が大きくなります(ただし、eワラントの価格が極端に低い場合には、対象原資産の値動きにほとんど反応しない場合があります)。ニアピン(カバードワラント)は、対象原資産である株価指数や為替相場の変動や、時間経過(同日内を含む)など様々な要因が価格に影響を与えるので、元本の保証はなく投資元本のすべてを失うおそれがあるリスクが高い有価証券です。また、対象原資産に直接投資するよりも、一般に価格変動の割合が大きくなります。最大受取可能額は1ワラント当たり100円に設定され、満期参照原資産価格がピン価格から一定価格以上乖離した場合は満期時に価格がゼロになります。同一満期日を持つ全ての種類のニアピンを購入しても、投資金額の全てを回収することができない可能性があります。トラッカー(カバードワラント)は、対象原資産である株価指数、通貨(リンク債)、コモディティ(リンク債)の価格変動や為替相場(対象原資産が国外のものの場合)など様々な要因が価格に影響を与える有価証券です。このため、投資元本の保証がなく、損失が生じる恐れがあります。トラッカーの価格は、eワラントに比べると一般に対象原資産の価格により近い動きをします(ただし、レバレッジトラッカーは同方向または逆方向に増幅されたような値動きとなります)が、任意の二時点間において対象原資産の価格に連動するものではありません。また、金利水準、満期日までの予想受取配当金及び対象原資産の貸株料等の変動によって、対象原資産に対する投資収益率の前提が変化した場合には、トラッカーの価格も影響を受けます。さらに、取引時間内であっても取引が停止されることがあります。詳細は、最新の外国証券情報をご参照ください。

商号等/eワラント証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2526号

加入協会/日本証券業協会

取引委託手数料は無料(0円)です。お客様の購入価格と売却価格には価格差(売買スプレッド)があります。トラッカーの購入価格には年率で計算された管理コストが予め織り込まれています。管理コストは、計算時点におけるマーケット・メーカーのヘッジコスト(金利水準、ヘッジ対象の流動性、資金調達コスト等を含む)の予想に基づいて設定され、銘柄および購入時点によって異なる可能性があります。



www.ewarrant.co.jp
2020.8

銘柄一覧

eワラント(コール型およびプット型)

		①			②	③	④	⑤
商品分類	NEW	原資産 コード	対象原資産	タイプ	権利行使価格	満期日	回数	1ワラント当たり 原資産数
eワラント		101	日経平均	コール	21,000 円	2020/08/12	1697	0.002000
eワラント		101	日経平均	コール	21,500 円	2020/08/12	1709	0.002000
eワラント		101	日経平均	コール	22,000 円	2020/08/12	1720	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	22,000 円	2020/08/19	1721	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	22,000 円	2020/09/09	1723	0.002000

①**原資産コード** 2009年11月号より、eワラントウェブサイト(www.ewarrant.co.jp)の銘柄検索に対応したコードを記載しています。

②**権利行使価格** eワラントが満期日を迎えた際に、決済金額が発生するかどうかの基準となる価格をいいます。コール型のeワラントは満期日の対象原資産価格が権利行使価格を上回っていた場合にその差額に1ワラント当たり原資産数を乗じた金額(権利行使価格が日本円以外の通貨の場合はさらに満期日の為替スポットレートを乗じたもの)、プット型のeワラントは、満期日の対象原資産価格が権利行使価格を下回っていた場合にその差額に1ワラント当たり原資産数を乗じた金額(権利行使価格が日本円以外の通貨の場合はさらに満期日の為替スポットレートを乗じたもの)を受取ることができます。

③**満期日** eワラントにはあらかじめ発行時に有効期限(満期日)が設定されています。しかし、必ずしも満期日まで保有する必要はなく、購入日から満期日の前営業日まで、取引停止時等の場合を除き原則として売却が可能です(最終取引日は満期日の前営業日であることにご注意ください。)
また、他の条件が一定であれば、一般に、満期日までの残存日数が多ければ多いほどeワラントの価格は高くなります。これは、満期日までの残存日数が十分にある場合には、eワラントの対象原資産の価格が変動し満期日に決済金額が発生する可能性が高くなるためです。

④**回数** 各eワラント銘柄の「回数」とは、同じ対象原資産を持つコール型またはプット型eワラントに付けられた発行順を示す番号です。新株予約権付社債等の発行回数と同様で、証券(eワラントは有価証券です)を特定するために用いられますが、証券の詳細条件を示すものではありません。
また、eワラントの回数はコール型、プット型それぞれ別々に番号が付けられています。このため、「A社コール型1回」と「A社プット型1回」は異なる銘柄であることにご注意ください。

⑤**1ワラント当たり原資産数** 1ワラント当たり原資産数はeワラントがどれだけの原資産(株式等)を対象としているかを表しています。1ワラント当たり原資産数が0.01の場合、100ワラントが1原資産相当になります。

ニアピン

①		②	③	④	⑤	
商品分類	NEW	対象銘柄	ピン価格	満期日	1ワラント当たり 原資産数	回数
ニアピン		ニアピン:米ドルx2	106 円	2020/08/12	50.00	1276
ニアピン		ニアピン:米ドルx2	108 円	2020/08/12	50.00	1277
ニアピン	NEW	ニアピン:米ドルx2	105 円	2020/09/09	50.00	1278
ニアピン	NEW	ニアピン:米ドルx2	107 円	2020/09/09	50.00	1279
ニアピン	NEW	ニアピン:米ドルx2	109 円	2020/09/09	50.00	1280

①**商品分類** コール型とプット型の2種類があるeワラントとは異なり、ニアピンは「ニアピン型」の1種類のみです。

②**対象銘柄** 「対象銘柄」名は、順に対象原資産名、商品分類(ニアピン)、満期日における参照原資産価格(満期参照原資産価格)と各銘柄ごとに定められる「ピン価格」の乖離額が何円未満だと満期決済金額が生じるかを表しています。なお、「対象銘柄」名の「r」は「x」を表します。

③**ピン価格** ピン価格とは、各銘柄ごとに定められる対象原資産の価格のことを言います。

④**満期日** eワラント同様、ニアピンにもあらかじめ発行時に有効期限(満期日)が設定されていますが、必ずしも満期日まで保有する必要はありません。ただし、ニアピンの最終販売日はeワラントとは異なり、満期日の2営業日前です。また、満期日の前営業日は15時まで買い取りのみが行われ、それ以降には取引ができませんことに特にご注意ください。

⑤**1ワラント当たり原資産数** ニアピンにおける1ワラント当たり原資産数とは満期決済金額(最大100円)が、満期参照原資産価格がピン価格から1銭乖離することにより何銭減少するように設計されているかを示しています(米ドルニアピンは50銭ずつ減少します。ただし、満期決済金額は0円以上となります)。

トラッカー

				①	②	③	④
商品分類	NEW	銘柄名	対象原資産	権利行使価格	満期日	1ワラント当たり 原資産数	国号
トラッカー		日経平均プラス5倍トラッカー	日経平均	19,500 円	2020/08/12	0.001000000	38
トラッカー		日経平均プラス5倍トラッカー	日経平均	20,500 円	2020/08/12	0.001000000	39
トラッカー		日経平均プラス5倍トラッカー	日経平均	21,500 円	2020/08/12	0.001000000	40
トラッカー		日経平均マイナス3倍トラッカー	日経平均	24,500 円	2020/08/12	0.001000000	38
トラッカー		日経平均マイナス3倍トラッカー	日経平均	25,500 円	2020/08/12	0.001000000	39

①**権利行使価格** トラッカーが満期日を迎えた際に、決済金額が発生するかどうかの基準となる価格をいい、レバレッジトラッカー以外のトラッカーは満期日の対象原資産価格が権利行使価格を上回っていた場合にその差額に1ワラント当たり原資産数を乗じた金額(権利行使価格が日本円以外の通貨の場合はさらに満期日の為替スポットレートを乗じたもの)を受取ることができます。レバレッジトラッカーを満期日まで保有した場合、満期日の対象原資産価格から権利行使価格を差し引いた額に5(マイナス3倍トラッカーの場合はマイナス3)を乗じた金額に7円(マイナス3倍トラッカーの場合は5円)を加算した金額(但し、0円以上)を受取ることができます(この金額は1ワラント当たり原資産数によって調整されます、またロスカット発動の場合には固定値となります)。

②**満期日** トラッカーにはあらかじめ発行時に有効期限(満期日)が設定されています。しかし、必ずしも満期日まで保有する必要はなく、購入日から満期日の前営業日まで、取引停止時等の場合を除き原則として売却が可能です(最終取引日は満期日の前営業日であることにご注意ください)。

③**1ワラント当たり原資産数** 1ワラント当たり原資産数はトラッカーがどれだけの原資産(株式等)を対象としているかを表しています。1ワラント当たり原資産数が0.01の場合、100ワラントが1原資産相当になります。

④**回数** 各トラッカー銘柄の「回数」とは、同種のトラッカーに付けられた発行順を示す番号です。新株予約権付社債等の発行回数と同様で、証券(トラッカーは有価証券です)を特定するために用いられますが、証券の詳細条件を示すものではありません。

商品分類	NEW	原資産 コード	対象原資産	タイプ	権利行使価格	満期日	回数	1ワラント当たり 原資産数
eワラント		101	日経平均	コール	21,000 円	2020/08/12	1697	0.002000
eワラント		101	日経平均	コール	21,500 円	2020/08/12	1709	0.002000
eワラント		101	日経平均	コール	22,000 円	2020/08/12	1720	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	22,000 円	2020/08/19	1721	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	22,000 円	2020/09/09	1723	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	22,000 円	2020/10/14	1726	0.002000
eワラント		101	日経平均	コール	22,500 円	2020/08/12	1732	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	22,500 円	2020/08/26	1733	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	22,500 円	2020/09/09	1734	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	22,500 円	2020/10/14	1737	0.002000
eワラント		101	日経平均	コール	23,000 円	2020/08/12	1743	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	23,000 円	2020/08/19	1744	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	23,000 円	2020/09/09	1746	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	23,000 円	2020/10/14	1749	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	23,500 円	2020/08/26	1756	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	23,500 円	2020/09/09	1757	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	23,500 円	2020/10/14	1760	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	24,000 円	2020/08/19	1767	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	24,000 円	2020/09/09	1769	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	24,000 円	2020/10/14	1772	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	24,500 円	2020/08/26	1778	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	24,500 円	2020/09/09	1779	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	24,500 円	2020/10/14	1782	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	25,000 円	2020/08/19	1788	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	25,000 円	2020/09/09	1790	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	25,000 円	2020/10/14	1793	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	25,500 円	2020/08/26	1799	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	25,500 円	2020/09/09	1800	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	25,500 円	2020/10/14	1803	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	26,000 円	2020/09/09	1809	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	26,000 円	2020/10/14	1810	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	コール	26,500 円	2020/10/14	1814	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	19,000 円	2020/10/14	1412	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	19,500 円	2020/08/26	1418	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	19,500 円	2020/09/09	1419	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	19,500 円	2020/10/14	1422	0.002000
eワラント		101	日経平均	プット	20,000 円	2020/08/12	1428	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	20,000 円	2020/08/19	1429	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	20,000 円	2020/09/09	1431	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	20,000 円	2020/10/14	1434	0.002000
eワラント		101	日経平均	プット	20,500 円	2020/08/12	1440	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	20,500 円	2020/08/26	1441	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	20,500 円	2020/09/09	1442	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	20,500 円	2020/10/14	1445	0.002000
eワラント		101	日経平均	プット	21,000 円	2020/08/12	1451	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	21,000 円	2020/08/19	1452	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	21,000 円	2020/09/09	1454	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	21,000 円	2020/10/14	1457	0.002000
eワラント		101	日経平均	プット	21,500 円	2020/08/12	1463	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	21,500 円	2020/08/26	1464	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	21,500 円	2020/09/09	1465	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	21,500 円	2020/10/14	1468	0.002000
eワラント		101	日経平均	プット	22,000 円	2020/08/12	1474	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	22,000 円	2020/08/19	1475	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	22,000 円	2020/09/09	1477	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	22,000 円	2020/10/14	1480	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	22,500 円	2020/08/26	1487	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	22,500 円	2020/09/09	1488	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	22,500 円	2020/10/14	1491	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	23,000 円	2020/08/19	1498	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	23,000 円	2020/09/09	1500	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	23,000 円	2020/10/14	1503	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	23,500 円	2020/08/26	1510	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	23,500 円	2020/09/09	1511	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	23,500 円	2020/10/14	1514	0.002000
eワラント	NEW	101	日経平均	プット	24,000 円	2020/08/19	1521	0.002000
eワラント		KS200	韓国200種株価指数	コール	290 韓国ウォン	2020/08/12	282	5.000000
eワラント	NEW	KS200	韓国200種株価指数	コール	290 韓国ウォン	2020/09/09	284	5.000000
eワラント		KS200	韓国200種株価指数	コール	300 韓国ウォン	2020/08/12	283	5.000000
eワラント	NEW	KS200	韓国200種株価指数	コール	300 韓国ウォン	2020/09/09	285	5.000000
eワラント	NEW	KS200	韓国200種株価指数	コール	310 韓国ウォン	2020/09/09	286	5.000000
eワラント	NEW	KS200	韓国200種株価指数	コール	320 韓国ウォン	2020/09/09	287	5.000000
eワラント	NEW	KS200	韓国200種株価指数	プット	260 韓国ウォン	2020/09/09	278	5.000000
eワラント		KS200	韓国200種株価指数	プット	270 韓国ウォン	2020/08/12	276	5.000000
eワラント	NEW	KS200	韓国200種株価指数	プット	270 韓国ウォン	2020/09/09	279	5.000000
eワラント		KS200	韓国200種株価指数	プット	280 韓国ウォン	2020/08/12	277	5.000000
eワラント	NEW	KS200	韓国200種株価指数	プット	280 韓国ウォン	2020/09/09	280	5.000000
eワラント	NEW	KS200	韓国200種株価指数	プット	290 韓国ウォン	2020/09/09	281	5.000000

・外国株価指数を対象とするeワラントの取引価格は、外貨建のワラント価格を実勢為替レート(仲値)を用いてリアルタイムで日本円に換算し、円貨で表示されます。

・韓国200種株価指数を対象とするeワラントの権利行使価格は1ポイント＝1現地通貨で表示しています。詳細は外国証券情報第四部 第4 指数等の情報をご参照下さい。

商品分類	NEW	原資産 コード	対象原資産	タイプ	権利行使価格	満期日	回号	1ワラント当たり 原資産数
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	コール	107.00 円	2020/08/12	1128	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	107.00 円	2020/09/09	1133	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	107.00 円	2020/10/14	1134	1.000000
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	コール	107.50 円	2020/08/12	1129	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	107.50 円	2020/09/09	1135	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	107.50 円	2020/10/14	1136	1.000000
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	コール	108.00 円	2020/08/12	1130	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	108.00 円	2020/09/09	1137	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	108.00 円	2020/10/14	1138	1.000000
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	コール	108.50 円	2020/08/12	1131	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	108.50 円	2020/09/09	1139	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	108.50 円	2020/10/14	1140	1.000000
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	コール	109.00 円	2020/08/12	1132	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	109.00 円	2020/09/09	1141	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	109.00 円	2020/10/14	1142	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	109.50 円	2020/09/09	1143	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	109.50 円	2020/10/14	1144	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	110.00 円	2020/09/09	1145	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	コール	110.00 円	2020/10/14	1146	1.000000
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	プット	105.00 円	2020/08/12	988	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	105.00 円	2020/09/09	993	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	105.00 円	2020/10/14	994	1.000000
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	プット	105.50 円	2020/08/12	989	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	105.50 円	2020/09/09	995	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	105.50 円	2020/10/14	996	1.000000
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	プット	106.00 円	2020/08/12	990	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	106.00 円	2020/09/09	997	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	106.00 円	2020/10/14	998	1.000000
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	プット	106.50 円	2020/08/12	991	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	106.50 円	2020/09/09	999	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	106.50 円	2020/10/14	1000	1.000000
eワラント		UDJY1	米ドルリンク債	プット	107.00 円	2020/08/12	992	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	107.00 円	2020/09/09	1001	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	107.00 円	2020/10/14	1002	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	107.50 円	2020/09/09	1003	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	107.50 円	2020/10/14	1004	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	108.00 円	2020/09/09	1005	1.000000
eワラント	NEW	UDJY1	米ドルリンク債	プット	108.00 円	2020/10/14	1006	1.000000

米ドルeワラントは、円建米ドルリンク債を対象とするカバードワラントです。(特許第4365208号)

eワラント		WTU20	WTI原油先物リンク債 2020年9月限	コール	35.00 米ドル	2020/08/12	8	0.005000
eワラント		WTU20	WTI原油先物リンク債 2020年9月限	コール	40.00 米ドル	2020/08/12	9	0.005000
eワラント		WTU20	WTI原油先物リンク債 2020年9月限	プット	30.00 米ドル	2020/08/12	6	0.005000
eワラント		WTU20	WTI原油先物リンク債 2020年9月限	プット	35.00 米ドル	2020/08/12	7	0.005000
eワラント	NEW	WTZ20	WTI原油先物リンク債 2020年12月限	コール	40.00 米ドル	2020/09/09	1	0.005000
eワラント	NEW	WTZ20	WTI原油先物リンク債 2020年12月限	コール	45.00 米ドル	2020/09/09	2	0.005000
eワラント	NEW	WTZ20	WTI原油先物リンク債 2020年12月限	コール	50.00 米ドル	2020/09/09	3	0.005000
eワラント	NEW	WTZ20	WTI原油先物リンク債 2020年12月限	プット	30.00 米ドル	2020/09/09	1	0.005000
eワラント	NEW	WTZ20	WTI原油先物リンク債 2020年12月限	プット	35.00 米ドル	2020/09/09	2	0.005000
eワラント	NEW	WTZ20	WTI原油先物リンク債 2020年12月限	プット	40.00 米ドル	2020/09/09	3	0.005000
eワラント		AU2	金リンク債	コール	1,750.00 米ドル	2020/08/12	274	0.000500
eワラント		AU2	金リンク債	コール	1,800.00 米ドル	2020/08/12	275	0.000500
eワラント	NEW	AU2	金リンク債	コール	1,800.00 米ドル	2020/09/09	276	0.000500
eワラント	NEW	AU2	金リンク債	コール	1,850.00 米ドル	2020/09/09	277	0.000500
eワラント	NEW	AU2	金リンク債	コール	1,900.00 米ドル	2020/09/09	278	0.000500
eワラント		AU2	金リンク債	プット	1,700.00 米ドル	2020/08/12	232	0.000500
eワラント	NEW	AU2	金リンク債	プット	1,700.00 米ドル	2020/09/09	234	0.000500
eワラント		AU2	金リンク債	プット	1,750.00 米ドル	2020/08/12	233	0.000500
eワラント	NEW	AU2	金リンク債	プット	1,750.00 米ドル	2020/09/09	235	0.000500
eワラント	NEW	AU2	金リンク債	プット	1,800.00 米ドル	2020/09/09	236	0.000500

・原油 (WTI) eワラントの取引価格は、外貨建のワラント価格を実勢為替レート (仲値) を用いてリアルタイムで日本円に換算し、円貨で表示されます。

・原油 (WTI) eワラントは、WTI原油先物リンク債を対象とするカバード・ワラント、金 eワラントは、金リンク債を対象とするカバード・ワラントです。

ニアビン

商品分類	NEW	対象銘柄	ビン価格	満期日	1ワラント当たり 原資産数	回号
ニアビン		ニアビン米ドルr2	106 円	2020/08/12	50.00	1276
ニアビン		ニアビン米ドルr2	108 円	2020/08/12	50.00	1277
ニアビン	NEW	ニアビン米ドルr2	105 円	2020/09/09	50.00	1278
ニアビン	NEW	ニアビン米ドルr2	107 円	2020/09/09	50.00	1279
ニアビン	NEW	ニアビン米ドルr2	109 円	2020/09/09	50.00	1280

・ニアビンの最大受取可能額は、1ワラント当たり100円に設定されており、コール型、プット型及びトラッカー型とは異なります。

・ビン価格とは、各銘柄ごとに定められる対象原資産の価格のことを言います。

・ニアビンの満期決済金額は満期参照原資産価格とビン価格が一致した場合に最大(100円)となります。
一致していない場合、満期参照原資産価格がビン価格から1銭乖離することにより、満期決済金額は、米ドルニアビンは50銭ずつ減少します。米ドルニアビンは2円以上、満期参照原資産価格とビン価格が乖離した場合はその満期決済金額はゼロとなります。

・ニアビンにおける1ワラント当たり原資産数とは満期決済金額(最大100円)が、満期参照原資産価格がビン価格から1銭乖離することにより何銭減少するように設計されているかを示しています(日本国内の金融商品取引業者を通じて日本国内で取引される米ドルニアビンは50銭ずつ減少します。ただし、満期決済金額は0円以上となります)。

商品分類	NEW	銘柄名	対象原資産	権利行使価格	満期日	1ワラント当たり 原資産数	回号
トラッカー		日経平均プラス5倍トラッカー	日経平均	13,000 円	2020/09/09	0.001000000	41
トラッカー		日経平均プラス5倍トラッカー	日経平均	15,000 円	2020/09/09	0.001000000	42
トラッカー		日経平均プラス5倍トラッカー	日経平均	19,500 円	2020/08/12	0.001000000	38
トラッカー		日経平均プラス5倍トラッカー	日経平均	20,500 円	2020/08/12	0.001000000	39
トラッカー		日経平均プラス5倍トラッカー	日経平均	21,500 円	2020/08/12	0.001000000	40
トラッカー		日経平均マイナス3倍トラッカー	日経平均	23,500 円	2020/09/09	0.001000000	41
トラッカー		日経平均マイナス3倍トラッカー	日経平均	24,500 円	2020/08/12	0.001000000	38
トラッカー		日経平均マイナス3倍トラッカー	日経平均	25,500 円	2020/08/12	0.001000000	39
トラッカー		日経平均マイナス3倍トラッカー	日経平均	26,500 円	2020/08/12	0.001000000	40
トラッカー	NEW	プラチナリンク債プラス5倍トラッカー	プラチナリンク債	650 米ドル	2020/09/09	0.000200000	6
トラッカー		プラチナリンク債プラス5倍トラッカー	プラチナリンク債	800 米ドル	2020/08/12	0.000200000	5
トラッカー	NEW	プラチナリンク債マイナス3倍トラッカー	プラチナリンク債	1,050 米ドル	2020/09/09	0.000200000	6
トラッカー		プラチナリンク債マイナス3倍トラッカー	プラチナリンク債	1,100 米ドル	2020/08/12	0.000200000	5
トラッカー	NEW	銀リンク債プラス5倍トラッカー	銀リンク債	15 米ドル	2020/09/09	0.010000000	1
トラッカー	NEW	銀リンク債マイナス3倍トラッカー	銀リンク債	23 米ドル	2020/09/09	0.010000000	1
トラッカー	NEW	金リンク債プラス5倍トラッカー	金リンク債	1,600 米ドル	2020/09/09	0.000200000	21
トラッカー	NEW	金リンク債マイナス3倍トラッカー	金リンク債	2,000 米ドル	2020/09/09	0.000200000	15
トラッカー	NEW	野村日経225ダブルインバースETFリンク債プラス5倍トラッカー	野村日経225ダブルインバースETFリンク債	550 円	2020/09/09	0.010000000	1
トラッカー	NEW	野村NYダウ30連動ETFリンク債プラス5倍トラッカー	野村NYダウ30連動ETFリンク債	20,500 円	2020/09/09	0.000500000	1
トラッカー	NEW	野村NYダウ30連動ETFリンク債マイナス3倍トラッカー	野村NYダウ30連動ETFリンク債	34,500 円	2020/09/09	0.000500000	1
トラッカー		野村日経225レバレッジETFリンク債プラス5倍トラッカー	野村日経225レバレッジETFリンク債	9,000 円	2020/08/12	0.000500000	3
トラッカー	NEW	野村日経225レバレッジETFリンク債プラス5倍トラッカー	野村日経225レバレッジETFリンク債	15,000 円	2020/09/09	0.000500000	4

・プラチナトラッカーは、プラチナリンク債を対象とするカバードワラント、金トラッカーは、金リンク債を対象とするカバードワラント、銀トラッカーは、銀リンク債を対象とするカバードワラントです。

・プラス5倍トラッカー及びマイナス3倍トラッカーは買取価格が対象原資産の変動幅に1ワラント当たり原資産数を乗じた額のプラス5倍及びマイナス3倍にほぼ連動するトラッカーです。ただし、配当落ち日前後等においては連動しません。また、あくまで基準とする価格からの変動幅（値幅）への連動を目指すものであるため、買取価格の変動率は対象原資産の変動率のプラス5倍またはマイナス3倍にはならない点に注意が必要です。レバレッジトラッカーは、買取価格が一度でも1円を下回った場合、満期決済金額が確定かつ固定され、当該1円以下の固定価格による買取のみが行われます（以下、「自動ロスカット」といいます）。なお、自動ロスカットが実行される前段階として、原則として、新規の販売を停止して買取のみを受け付けます（レバレッジトラッカーの詳細については外国証券情報「第四部 第2事業の概況等に関する特別記載事項4. トラッカーに関する情報」にて定義されています）。

・野村日経225レバレッジETFトラッカーは、野村日経225レバレッジETFリンク債を対象とするカバードワラント、野村日経ダブルインバースETFトラッカーは、野村日経225ダブルインバースETFリンク債を対象とするカバードワラント、野村NYダウ30連動ETFトラッカーは、野村NYダウ30連動ETFリンク債を対象とするカバードワラントです。

ライセンス契約に関する免責事項

日経平均株価(日経平均)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体及び日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有する。

「日経」及び日経平均を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属する。

本ワラントは、発行会社の責任のもとで組成・運用・販売されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、本ワラントを保証するものではなく、本ワラントに関して、一切の責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他、日経平均の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

The “KOSPI 200 Index” is a product of S&P Dow Jones Indices LLC or its affiliates (“SPDJI”) and Korea Exchange, Inc. (“KRX”), and has been licensed for use by eWarrant Fund Ltd. (“EWF”). Standard & Poor’s® and S&P® are registered trademarks of Standard & Poor’s Financial Services LLC (“S&P”) and Dow Jones® is a registered trademark of Dow Jones Trademark Holdings LLC (“Dow Jones”). KOSPI 200 Index is a trademark of KRX. The trademarks have been licensed to SPDJI and have been sublicensed for use for certain purposes by EWF. The Warrant(s) are not sponsored, endorsed, sold or promoted by SPDJI, Dow Jones, S&P, any of their respective affiliates (collectively, “S&P Dow Jones Indices”) or KRX. Neither S&P Dow Jones Indices nor KRX make any representation or warranty, express or implied, to the owners of the Warrant(s) or any member of the public regarding the advisability of investing in securities generally or in Warrant(s) particularly or the ability of the KOSPI 200 Index to track general market performance. S&P Dow Jones Indices [and KRX] only relationship to EWF with respect to the KOSPI 200 Index is the licensing of the Index and certain trademarks, service marks and/or trade names of S&P Dow Jones Indices and/or its licensors. The KOSPI 200 Index is determined, composed and calculated by S&P Dow Jones Indices or KRX without regard to EWF or the Warrant(s). S&P Dow Jones Indices and KRX have no obligation to take the needs of EWF or the owners of Warrant(s) into consideration in determining, composing or calculating the KOSPI 200 Index. Neither S&P Dow Jones Indices nor KRX are responsible for and have not participated in the determination of the prices, and amount of Warrant(s) or the timing of the issuance or sale of Warrant(s) or in the determination or calculation of the equation by which Warrant(s) are to be converted into cash, surrendered or redeemed, as the case may be. S&P Dow Jones Indices and KRX have no obligation or liability in connection with the administration, marketing or trading of Warrant(s). There is no assurance that investment products based on the KOSPI 200 Index will accurately track index performance or provide positive investment returns. S&P Dow Jones Indices LLC is not an investment advisor. Inclusion of a security within an index is not a recommendation by S&P Dow Jones Indices to buy, sell, or hold such security, nor is it considered to be investment advice.

NEITHER S&P DOW JONES INDICES NOR KRX GUARANTEES THE ADEQUACY, ACCURACY, TIMELINESS AND/OR THE COMPLETENESS OF THE KOSPI 200 INDEX OR ANY DATA RELATED THERETO OR ANY COMMUNICATION, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO, ORAL OR WRITTEN COMMUNICATION (INCLUDING ELECTRONIC COMMUNICATIONS) WITH RESPECT THERETO. S&P DOW JONES INDICES AND KRX SHALL NOT BE SUBJECT TO ANY DAMAGES OR LIABILITY FOR ANY ERRORS, OMISSIONS, OR DELAYS THEREIN. S&P DOW JONES INDICES AND KRX MAKES NO EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, AND EXPRESSLY DISCLAIMS ALL WARRANTIES, OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR USE OR AS TO RESULTS TO BE OBTAINED BY EWF, OWNERS OF THE WARRANT(S), OR ANY OTHER PERSON OR ENTITY FROM THE USE OF THE KOSPI 200 INDEX OR WITH RESPECT TO ANY DATA RELATED THERETO. WITHOUT LIMITING ANY OF THE FOREGOING, IN NO EVENT WHATSOEVER SHALL S&P DOW JONES INDICES OR KRX BE LIABLE FOR ANY INDIRECT, SPECIAL, INCIDENTAL, PUNITIVE, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES INCLUDING BUT NOT LIMITED TO, LOSS OF PROFITS, TRADING LOSSES, LOST TIME OR GOODWILL, EVEN IF THEY HAVE BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES, WHETHER IN CONTRACT, TORT, STRICT LIABILITY, OR OTHERWISE. THERE ARE NO THIRD PARTY BENEFICIARIES OF ANY AGREEMENTS OR ARRANGEMENTS BETWEEN S&P DOW JONES INDICES AND EWF, OTHER THAN THE LICENSORS OF S&P DOW JONES INDICES.

本資料に掲載されている内容の著作権は、原則としてeワラントMMIに帰属する。

本資料を無断で複製、翻訳、翻案、公衆送信、出版、販売、貸与等を行うことは、方法の如何を問わず固く禁じる。
© Copyright 2020, eWarrant Japan Securities K.K. All rights reserved.

外国証券情報 (2020.8)

第一部 発行者情報

- 1 発行者の名称及び概要
- 2 発行者の本店所在地
- 3 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年
- 4 決算期
- 5 事業の内容
- 6 経理の概要
- 7 監査法人
- 8 運営の体制
- 9 株式会社CAICAからの支援
- 10 主な関係法人の概要
- 11 発行者の関係会社

第二部 証券情報

- 1 有価証券の名称
- 2 発行地及び上場・非上場の区分
- 3 発行日
- 4 オプションの内容
- 5 オプションの行使の方法及び条件
- 6 決済の方法
- 7 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称
- 8 カバードワラントの発行の仕組み
- 9 リスク
- 10 その他オプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項
- 11 オプションの行使の対象となる有価証券の概要
- 12 オプションの行使の対象となる有価証券の発行者の企業情報
- 13 その他当該有価証券につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項
- 14 当該カバードワラントに係る金融商品又は金融指標に関する情報

第三部 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の有無

第四部 その他の証券情報

- 第1 カバードワラントの内容等
 - 1 各銘柄の内容
 - 2 各銘柄の詳細
 - (1) eワラントの銘柄詳細
 - (2) ニアピンの銘柄詳細
 - (3) トラッカーの銘柄詳細
 - 3 各銘柄共通の事項
 - 4 [参考] 発行会社のワラント発行プログラム要綱 (英文)
- 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項
 - 1 各銘柄共通の情報
 - 2 eワラントに関する情報
 - 3 ニアピンに関する情報
 - 4 トラッカーに関する情報
- 第3 対象原資産に関する情報
- 第4 指数等の情報

別表

別紙 カバードワラントのミストレード及び約定取消し取引に関する規程

外国証券情報 (2020.3)

第一部 発行者情報

1. 発行者の名称及び概要

e ワラント・ファンド・リミテッド (eWarrant Fund Ltd.、以下「e ワラント・ファンド」という) はケイマン諸島における特別目的事業体として設立された。e ワラント・ファンドにより授權された出資証券は 100,000 米ドルが通常の出資証券 (0.01 米ドル 10,000,000 株) と経営出資証券 (0.01 米ドル 1,000 株) に分かれている。e ワラント・ファンドの子会社は存在しない。

2. 発行者の本店所在地

4th Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, P.O. Box 10240, Grand Cayman KY1-1002, Cayman Islands

3. 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年

発行者設立の準拠法：ケイマン諸島会社法

法的地位：ケイマン諸島における特例有限責任会社 (Limited liability company)

設立年：2009 年 6 月 24 日

登録番号：WK-227603

4. 決算期

毎年 10 月 31 日

5. 事業の内容

e ワラント・ファンドの主たる業務は有価証券の発行業務である。

e ワラント・ファンドは有価証券の発行業務以外の事業は行わず、有価証券の発行業務に関連するデリバティブの取引業務を行う。また、その出資証券に関して配当を行うことはない。e ワラント・ファンドは剰余金の蓄積を行うことはない。発行される有価証券は e ワラント・ファンドとの権利義務に関するものであり、他者との権利義務を定めるものではない。

6. 経理の概要

主要な財務データ (2018 年 10 月 31 日現在、単位：円)

総資産	2,750,991,085
負債	0
株主資本	2,741,000,000
売上高	20,591,033
純利益	7,518,023

※総資産のうち大部分は株式会社 CAICA に対する債権 (2018 年 2 月 1 日以前はタイガー・トラストの関係法人に対する債権) であり、株式会社 CAICA の財務状況に懸念が生じた場合には、e ワラント・ファンドは総資産のうち、当該債権を減額し、且つ現金を増額する等の満期決済金額の支払いに備える措置を採る予定である。

7. 監査法人

e ワラント・ファンドの監査法人は UHY 東京監査法人である。

8. 運営の体制

株式会社 CAICA が 100% の議決権を保有している。なお、株式会社カイカは格付けを取得していない。

9. 株式会社 CAICA からの支援

最終投資家によって保有されているポジションにかかる日次のリスク・エクスポージャーに対して、ポジション評価額の 3~5 倍程度のリスクをカバーするために必要な資金を e ワラント・ファンドに対して供給し、e ワラント・ファンドの信用力の補完が必要な状況と判断する場合は、e ワラント・ファンドの資本金を増額等の更なる措置を講じる予定である。

10. 主な関係法人の概要

株式会社 CAICA:

株式会社 CAICA はグループ会社の管理運営等を事業として行っており、主な子会社としてシステム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポート等を手掛ける CAICA テクノロジーズがある。株式会社 CAICA の主要株主である株式会社ネクスグループの主要株主には情報サービス事業を行っている株式会社フィスコがあり、株式会社フィスコのグループ会社には株式会社フィスコデジタルアセットグループ及び株式会社フィスコ仮想通貨取引所等がある。株式会社 CAICA は e ワラント業務の関連会社に対して、主要株主としてそれらの経理状況が当該業務を行うために十分であるように最大限の支援を続けていく見込みである。

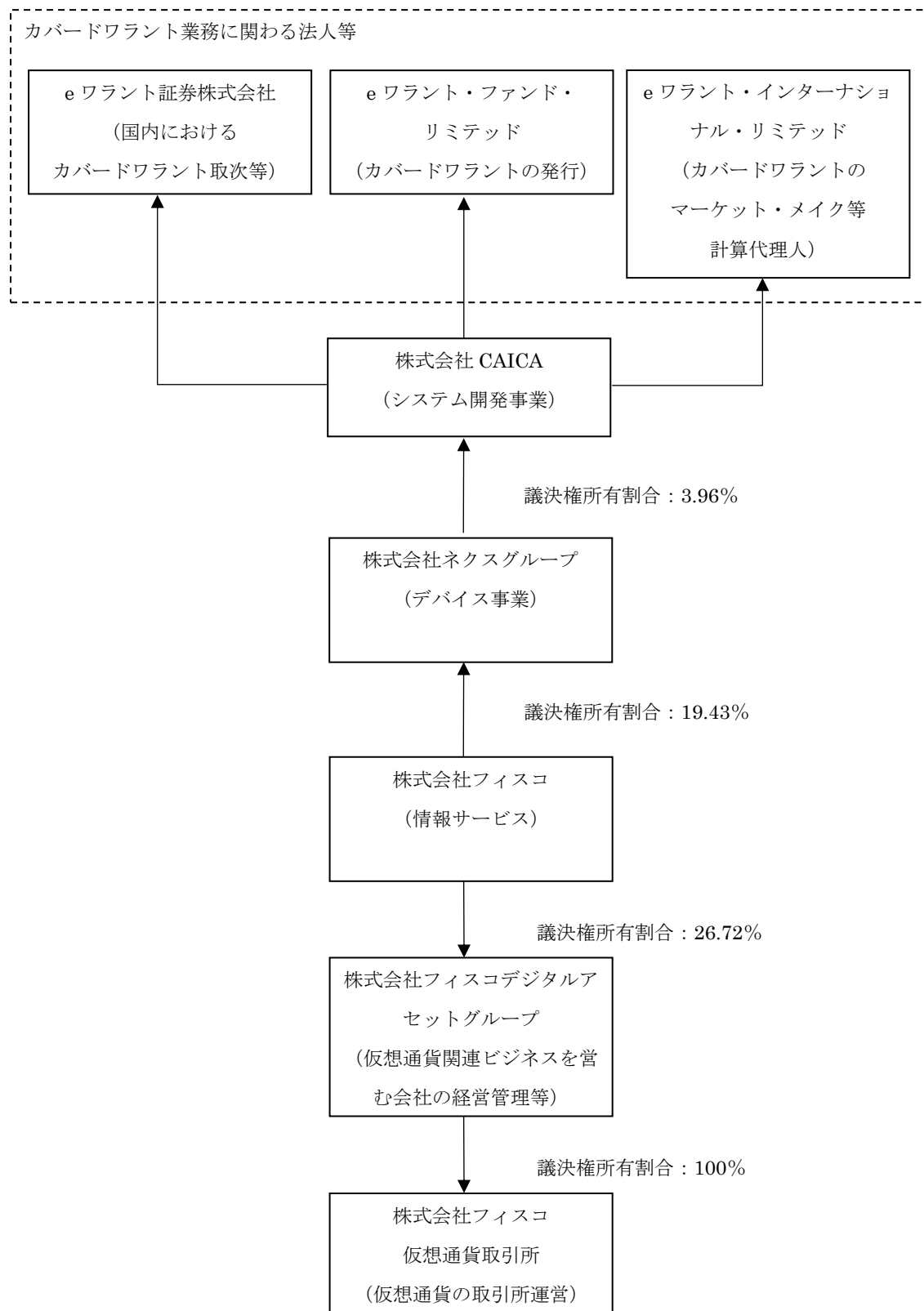
e ワラント証券株式会社:

e ワラント証券株式会社は、国内における第一種金融商品取引業者及び投資運用業者（登録番号：関東財務局長（金商）第 2526 号 加入協会：日本証券業協会）であり、カバードワラントの取次ぎ業務及び e ワラント・インターナショナル・リミテッド等に対する投資運用業を行う。株式会社カイカが 100%議決権を保有している。

e ワラント・インターナショナル・リミテッド:

カバードワラントのマーケット・メイク業務を行う同社は、この外国証券情報の交付による勧誘の対象となるカバードワラントの計算代理人を務める。株式会社カイカが 100%議決権を保有している。

11. 発行者の主な関係会社（2020年2月29日時点）



第二部 証 券 情 報

1. 有価証券の名称：

下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 1. 各銘柄の内容」参照

2. 発行地及び上場・非上場の区分：

ユーロ市場（非上場）

3. 発行日：

下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 2. 各銘柄の詳細」参照

4. オプションの内容：

この外国証券情報の交付による勧誘の対象となるカバードワラントは、下記「第四部 第3 対象原資産に関する情報」記載の対象原資産あるいは下記「第四部 第4 指数等の情報」記載の対象株価指数を対象としたヨーロピアン・コール型、ヨーロピアン・プット型、ニアピン型及びトラッカー型カバードワラントである。また、ヨーロピアン型ワラントとは、下記5に記載の手に従い、満期日にのみ行使できるタイプのオプションを表章するワラントをいう。

e ワラント

満期日にイン・ザ・マネーの状態にあれば自動的に権利行使され現金で決済される。決済の方法は下記5に記載のとおりである。なお、コール型（プット型）の場合、対象原資産の市場価格が各銘柄ごとに予め定められた価格（「権利行使価格」）を超えるととき（下回るととき）、そのeワラントはイン・ザ・マネーであるという。

ニアピン

満期日にイン・ザ・マネーの状態にあれば自動的に権利行使され現金で決済される。決済の方法は下記5に記載のとおりである。なお、ニアピン型の場合、対象原資産の市場価格のピン価格（各銘柄ごとに予め定められた対象原資産の価格）からの乖離額（但し0円以上）が、最大満期決済金額を1ワラント当たり原資産数で除した金額よりも小さい場合、そのニアピンはイン・ザ・マネーであるという。

トラッカー

満期日にイン・ザ・マネーの状態にあれば自動的に権利行使され現金で決済される。決済の方法は下記5に記載のとおりである。なお、トラッカー型の場合、対象原資産の市場価格が権利行使価格を超えるととき、そのトラッカー型はイン・ザ・マネーであるという。ただし、**プラス5倍トラッカー及びマイナス3倍トラッカーの決済の方法は他のトラッカー型と異なり、下記「第四部 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項 4. トラッカー型に関する情報」にて定義されている。**

5. オプションの行使請求の方法・条件：

e ワラント

eワラントはコール型の場合、満期日において、満期日の対象原資産価格（満期参照原資産価格。下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 2. 各銘柄の詳細」にて定義されている。）が権利行使価格を上回る場合（イン・ザ・マネー）（プット型の場合、満期日において、満期参照原資産価格が権利行使価格を下回る場合）に自動的に行使され、発行会社はeワラント所持人に対して満期決済金額を支払う。コール型の場合、「満期決済金額」は1対象原資産につき、満期参照原資産価格が権利行使価格を上回る場合におけるその差額（権利行使価格が日本円以外の場合は、これに現地時間における満期参照原資産価格算出時の為替スポットレートを乗じたもの）である。（プット型の場合「満期決済金額」は、1対象原資産につき、満期参照原資産価格が権利行使価格を下回る場合におけるその差額（権利行使価格が日本円以外の場合は、これに現地時間における満期参照原資産価格算出時の為替スポットレートを乗じたもの）である。）その他の条件については、下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 1. 各銘柄の内容」参照。

ニアピン

ニアピンは、満期日において、イン・ザ・マネーの場合に自動的に行使され、発行会社はニアピン所持人に対して満期決済金額を支払う。「満期決済金額」は1ワラントにつき、ピン価格と満期参照原資産価格の乖離額に1ワラント当たり原資産数を乗じた金額を最大満期決済金額から減じた額（但し0円以上）である。満期決済金額の詳細は、下記「第四部 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項 3. ニアピンに関する情報」、その他の条件については、下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 1. 各銘柄の内容」参照。

トラッカー

トラッカーは満期日において、満期参照原資産価格が権利行使価格を上回る場合（イン・ザ・マネー）に自動的に行使され、発行会社はトラッカー所持人に対して満期決済金額を支払う。「満期決済金額」は1 対象原資産につき、満期参照原資産価格が権利行使価格を上回る場合におけるその差額（権利行使価格が日本円以外の場合は、これに現地時間における満期参照原資産価格算出時の為替スポットレートを乗じたもの）である。その他の条件については、下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 1. 各銘柄の内容」参照。

6. 決済の方法：

発行会社のワラント発行プログラム（以下「本プログラム」という）に規定される、クリアリングシステムを通じた決済又は登録機関による決済が行われる。

（本プログラム GENERAL TERMS AND CONDITIONS OF THE INSTRUMENTS, 10. Transfersに記載。本プログラム（英文）は以下のURLを通じて参照できる。<https://www.ewarrant.co.jp/download/program.pdf>

7. 格付けに関する事項：

本ワラントは、格付を取得する予定はない。

8. カバードワラントの発行の仕組み：

本ワラントは、本プログラムに基づき発行される。本プログラムの設定は、発行会社の取締役会により 2013 年 12 月 16 日付けで授権されている。

9. リスク：

下記「第四部 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項」参照。

10. その他オプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項：

下記「第四部 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項」参照。

11. オプションの行使の対象となる有価証券の概要：

下記「第四部 第3 対象原資産に関する情報」参照。

12. オプションの行使の対象となる有価証券の発行者の企業情報：

下記「第四部 第3 対象原資産に関する情報」参照。

13. その他当該有価証券につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項：

下記「第四部 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項」及び「第四部 第3 対象原資産に関する情報」参照。

14. 当該カバードワラントに係る金融商品又は金融指標に関する情報：

下記「第四部 第4 指数等の情報」参照。

第三部 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の有無

特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15 条第1 項各号に掲げる場合に該当する事実はない。

第四部 その他の証券情報

第1 カバードワラントの内容等

1. 各銘柄の内容

この外国証券情報の交付による勧誘の対象となるカバードワラント（以下「本ワラント」という）を以下に記載する。なお、本ワラントはその性質から「e ワラント」（コール型及びプット型）、「ニアピン」（ニアピン型）及び「トラッカー」（トラッカー型）の3 種に分類される。

(1)外国為替リンク債を対象原資産とする円建コール型ワラント（「e ワラント（為替リンク債コール型）」）	19 種類
(2)外国為替リンク債を対象原資産とする円建プット型ワラント（「e ワラント（為替リンク債プット型）」）	19 種類

(3) コモディティリンク債を対象原資産とする円建コール型ワラント（「e ワラント（コモディティリンク債コール型）」）	10 種類
(4) コモディティリンク債を対象原資産とする円建プット型ワラント（「e ワラント（コモディティリンク債プット型）」）	10 種類
(5) 株価指数を対象原資産とする円建コール型ワラント（「e ワラント（株価指数コール型）」）	38 種類
(6) 株価指数を対象原資産とする円建プット型ワラント（「e ワラント（株価指数プット型）」）	40 種類
(7) 外国為替リンク債を対象原資産とする円建ニアピン型ワラント（「ニアピン（為替リンク債ニアピン型）」）	5 種類
(8) 株価指数、国内個別株式等、外国為替リンク債、コモディティリンク債、国内上場投資信託（国内 ETF）リンク債及び一定の株式の組み合わせによる指数を対象原資産とする円建トラッカー型ワラント（「トラッカー」）	22 種類

（注 1）コール型（プット型）ワラントとは、将来、ある対象原資産を予め定められた価格（権利行使価格）で買う（売る）ことができるタイプのオプションを表章したカバードワラントをいい、本ワラントでは、当該オプションの行使により支払われる満期決済金額がコール型の場合は 1 対象原資産当たり「満期日の対象原資産価格（以下「満期参照原資産価格」という）－権利行使価格」（但し 0 円以上）に為替スポットレート（権利行使価格が日本円以外の場合）を乗じた金額、プット型の場合は 1 対象原資産当たり「権利行使価格－満期参照原資産価格」（但し 0 円以上）に為替スポットレート（権利行使価格が日本円以外の場合）を乗じた金額となるものをいう。

（注 2）e ワラント（為替リンク債コール型）及び e ワラント（為替リンク債プット型）を「為替 e ワラント」と称する。為替 e ワラントコール型には対象通貨別に、米ドル e ワラント（米ドル高型）が、為替 e ワラントプット型には、米ドル e ワラント（米ドル安型）がある。

（注 3）e ワラント（コモディティリンク債コール型）及び e ワラント（コモディティリンク債プット型）を「コモディティ e ワラント」と称する。

（注 4）コモディティ e ワラントのうち、e ワラント（WTI 原油先物リンク債コール型）及び e ワラント（WTI 原油先物リンク債プット型）を「原油（WTI）e ワラント」と称する。なお、WTI 原油先物とはニューヨーク・マーカンタイル取引所で取引される Light, Sweet Crude Oil futures contract を指す。

（注 5）コモディティ e ワラントのうち、e ワラント（金リンク債コール型）及び e ワラント（金リンク債プット型）を「金 e ワラント」と称する。

（注 6）e ワラント（株価指数コール型）及び e ワラント（株価指数プット型）を「株価指数 e ワラント」と称する。

（注 7）ニアピン型ワラントとは、対象原資産の特定価格（ピン価格）を定め、満期日において満期参照原資産価格とピン価格が一致した場合に受け取り金額が最大（以下「最大満期決済金額」という）となり、一致していない場合、ピン価格と満期参照原資産価格の乖離額に 1 ワラント当たり原資産数を乗じた金額を最大満期決済金額から減じた額（但し 0 円以上）を得るタイプのオプションを表章した本ワラントをいう。なお、ニアピン型ワラントは同一の満期日で異なる権利行使価格を持つ二つのコール・オプションの各 1 単位の買いと、その権利行使価格の中間値を権利行使価格とするコール・オプション 2 単位の売りを組み合わせて合成される、いわゆる「ロング・バタフライ」と呼ばれるオプション戦略と同様の経済効果を持つ。このため、商品特性が他の本ワラントと大きく異なることを鑑み、本外国証券情報では「ニアピン型」と分類している。

（注 8）ニアピン（為替リンク債ニアピン型）を「為替ニアピン」と称する。

（注 9）トラッカーの価格は、通常の e ワラントに比べると一般に対象原資産の価格により近い動きをする（注 17 のレバレッジトラッカーを除く）が、任意の二時点間において対象原資産の価格に連動するものではない。また、トラッカーの価格は、対象原資産の価格に 1 ワラント当たり原資産数と為替スポットレート（権利行使価格が日本円以外の場合）を乗じた数値とは一般に乖離している。なお、トラッカーは償還期限のあるカバードワラントであり、株式投資信託、株価指数連動型上場投資信託（ETF）又は株式とは異なる商品である。

(注 10) トラッカーのうち、株価指数を対象原資産とするものを「株価指数トラッカー」、コモディティリンク債を対象原資産とするものを「コモディティトラッカー」、国内上場投資信託 (ETF) リンク債を対象原資産とするものを「国内 ETF トラッカー」と称する。

(注 11) トラッカーのうち、プラス 5 倍トラッカー及びマイナス 3 倍トラッカーを「レバレッジトラッカー」と称する。プラス 5 倍トラッカー及びマイナス 3 倍トラッカーは買取価格が対象原資産の変動幅に 1 ワラント当たり原資産数を乗じた額のプラス 5 倍及びマイナス 3 倍にほぼ連動する投資成果を目指すトラッカーである。ただし、**配当落ち日前後等においては連動しない。また、あくまで基準とする価格からの変動幅 (値幅) への連動を目指すものであるため、買取価格の変動率は対象原資産の変動率のプラス 5 倍またはマイナス 3 倍にはならない点に注意が必要である。**レバレッジトラッカーは、**買取価格が一度でも 1 円を下回った場合、満期決済金額が確定かつ固定され、当該 1 円以下の固定価格による買取のみが行われる** (以下、「自動ロスカット」という)。なお、自動ロスカットが実行される前段階として、買取価格が 2 円を下回った場合は、原則として、新規の販売を停止して買取のみを受け付ける (レバレッジトラッカーの詳細については下記「第四部 第 2 外国証券売出しに関する特別記載事項 4. トラッカーに関する情報」にて定義されている)。

(注 17) 一定の事由が発生した場合には、本ワラントはその満期前であっても計算代理人が定める日を以て強制的に買戻しが行われることがある。下記「第 2 外国証券売出しに関する特別記載事項 1. 各銘柄共通の情報」参照。

2. 各銘柄の詳細

(1) e ワラントの銘柄詳細

各銘柄の権利行使価格、1 ワラント当たり原資産数及び満期日については、本書「銘柄一覧」に記載の通りである。各銘柄の発行日及び発行日における発行価額の総額は以下に記載の通りである。

(a) 株価指数 e ワラント

株価指数 e ワラントにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日における対象原資産の始値をいう。なお、外国株価指数を対象とする本ワラントの満期決済金額算出時に用いる為替レートは、現地時間における満期参照原資産価格算出時の為替スポットレートとする。銘柄の詳細については別表 1 を参照。なお、本項の別表における「銘柄コード」とは、対象原資産の略称、コール (C)・プット (P) の別及び回号によって定められる。

例) 日経平均 コール 第 1539 回 → 日経平均 C-1539

(b) 為替 e ワラント

為替 e ワラントにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日の午前 9 時 (東京時間) における対象原資産 (外国為替リンク債) の価格をいう。なお、対象債券の価格は、満期日の午前 9 時 (東京時間) 時点のリフィニティブページ JPNL、JPNX、JP0D 又はブルームバーグ上に記載される為替スポットレートを参照して決定される。銘柄の詳細については別表 2 を参照。なお、本項の別表における「銘柄コード」とは、対象原資産の略称、コール (C)・プット (P) の別及び回号によって定められる。

例) 米ドル e ワラント コール (米ドル高型) 第 1132 回 → 米ドル C-1132

(c) コモディティ e ワラント

原油 (WTI) e ワラントにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日におけるニューヨーク・マーカンタイル取引所で取引される Light, Sweet Crude Oil futures contract のオフィシャル セトルメント プライスを基に、計算代理人 (下記「3. 各銘柄共通の事項 3) 計算代理人」に定める計算代理人をいう。以下同じ。) が流動性等を考慮して合理的に算出した、対象原資産 (WTI 原油先物リンク債) の価格をいう。

金 e ワラントにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日のロンドン AM フィキシングにおける 1 トロイオンス当たりの米ドル建純金価格を基に算出された対象原資産 (金リンク債) の価格をいう。

なお、原油 (WTI) e ワラント及び金 e ワラントの満期決済金額算出時に用いる為替レートは、現地時間における満期参照原資産価格算出時の為替スポットレートとする。

銘柄の詳細については別表 3 を参照。なお、本項の別表における「銘柄コード」とは、対象原資産の略称、コール (C)・プット (P) の別及び回号によって定められる。

例) 原油 (WTI) e ワラント 2020 年 9 月限月コール 第 1 回 → WTI20-9 C-1、金 e ワラント コール 第 272 回 → 金 C-272

(2) ニアピンの銘柄詳細

各銘柄のピン価格、1 ワラント当たり原資産数及び満期日については、本書「銘柄一覧」に記載の通りである。各銘柄の

発行日及び発行日における発行価額の総額は以下に記載の通りである。

(a) 為替ニアピン

為替ニアピンにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日の午前9時（東京時間）における対象原資産（外国為替リンク債）の価格をいう。なお、対象債券の価格は、満期日の午前9時（東京時間）時点のリフィニティブページ JPNV 及び JPNX 又はブルームバーグ上に記載される為替スポットレートを参照して決定される。**なお、本外国証券情報における全ての為替ニアピンの最大満期決済金額は 100 円である。**銘柄の詳細については別表 4 を参照。また、本項の別表における「銘柄コード」とは、対象原資産の略称、ニアピン（NP）及び回号によって定められる。

例）ニアピン米ドル r2 第 1276 回 → 米ドル NP-1276

(3) トラッカーの銘柄詳細

各銘柄の権利行使価格、1 ワラント当たり原資産数及び満期日については、本書「銘柄一覧」に記載の通りである。トラッカーにおける「満期参照原資産価格」とは、対象原資産ごとに「第 2 外国証券売出しに関する特別記載事項 4. トラッカーに関する情報」で予め定義される値（公表決済価格、オフィシャル セトルメント プライス、又は終値等）が用いられる。

銘柄の詳細については別表 5 を参照。また、本項の別表における「銘柄コード」とは、対象原資産の略称、トラッカー（TR）及び回号によって定められる。

例）日経平均プラス 5 倍第 40 回 → 日経平均 +5 倍 TR-40

3. 各銘柄共通の事項

(1) 保証：

本ワラントに係る保証会社はない。

(2) 発行人による保有並びに追加発行：

本ワラントの発行会社は本ワラントを保有し、自らの判断で随時、売却、消却又はその他の方法により処分することができる。また、発行会社は、本ワラントについて、その有効期限内であればいつでも公開市場において又は相対取引により売買することができる。

(3) 計算代理人：

発行会社は随時、計算代理人を任命、変更又は解除することができる。本プログラムに基づく計算代理人の全ての計算及び決定は（明白な誤謬がある場合を除き）最終的なものとして発行会社及びワラント所持人を拘束する。本プログラムに基づいて計算代理人に要求される全ての計算業務は、計算代理人がその絶対的裁量をもって決定する第三者に委任することができる。なお、計算代理人は e ワラント・インターナショナル・リミテッドである。

(4) 発行会社及び計算代理人の責任：

発行会社及び計算代理人はいずれも、第三者により発表され、本プログラムに基づいた計算又は満期決済金額の算出に使用されたあらゆる変数の、計算及び頒布における誤謬又は脱落、若しくはそのような誤謬又は脱落に起因する現物決済に責任を負わない。

(5) 株価指数（インデックス）：

株価指数を対象原資産とする本ワラントの対象原資産となる株価指数（公表決済価格を含む。以下「本インデックス」という）の発表が休止された場合、本インデックスは計算代理人が合理的に同等であると判断する別主体によって公表される株価指数を意味するものとする。また、本インデックスを公表する主体が計算式、計算方法又はその他の方法で本インデックスを改変した場合（本ワラントの発行時点で公表されていた方針に従う場合を除く）、計算代理人は当該修正が無かった場合にできるだけ近い値を取るよう本インデックスの計算方法の調整を行い、以後調整後の値を本インデックスとして用いることができる。

また、満期決済金額の計算を行う日（以下「評価日」という。）において、本インデックスが入手できない場合には計算代理人は当該株価指数が最後に計算された日において株価指数の計算に用いられた数式及び計算方法に基づき、株価指数が最後に計算された日の株価等を用いて満期決済金額を計算する。なお、該当日の該当市場の営業終了時においてかかる株価が入手できない場合、計算代理人は、実行可能な限りにおいて、最後に公表された当該株式の主要市場における取引価格を用いて満期決済金額を算定するものとする。

(6) 課税：

発行会社は、本ワラントの所有、移転又は行使により発生する税金、関税、源泉徴収その他これらに類する支払につきいかなる責任も負わず、又はその他のいかなる形においてもこれらを支払う義務を負わないものとする。

(7) 準拠法：

本ワラントは英国法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。

(8) 代理人契約及び本ワラントの修正：

代理人契約及び本ワラントの条件の修正が、(a) 形式的、軽微若しくは専門的な内容のものである、又は明らかな誤謬を訂正するためになされるものである、若しくは(b) ワラント所持人の利益に著しく悪影響を及ぼさない、と発行会社及び計算代理人が合理的に判断した場合は、計算代理人の承認を得た上で、ワラント所持人の同意を得ることなくこれらの修正が行われる。

4. 【参考】発行会社のワラント発行プログラム要綱（英文）

発行会社のワラント発行プログラム(発行会社に関する情報を含む)〈英文・参考〉は、以下の URL を通じて参照できる。

<https://www.ewarrant.co.jp/download/program.pdf>

第2 外国証券売出しに関する特別記載事項

1. 各銘柄共通の情報

本ワラントのリスク要因

本ワラントへの投資は各種のリスクを伴うので、本ワラントに投資する際には以下のリスク要因について十分な検討を行い、自己の判断と責任において投資を行わなければならない。本書のリスク情報はあくまでも参考に供するためのものであり、リスクが本書記載の事項に限定されていることを保証するものではない。本ワラントの投資家は、投資決定をする前に、当該投資に係わる法務、税務及び資産運用に関する事項について認識すべきである。

個別リスクの検討

本ワラント投資に伴う主なリスクとして以下のものがある。

- ◆ 価格変動リスク : 本ワラントの価格が変動するリスク、本ワラントの提示価格での約定ができないリスク
- ◆ 信用リスク : 本ワラントを発行している企業の信用力に関するリスク
- ◆ 取引停止リスク : 取引ができなくなるリスク
- ◆ 税務リスク : 本ワラントに対する税制が変更されるリスク
- ◆ 決済リスク : 購入代金、売却代金又は満期決済金額の受渡しに支障が生ずるリスク
- ◆ カントリーリスク : 本ワラントの対象原資産の所在する国の政治、経済及び社会情勢等の変化により、本ワラントの価格に変動をもたらすリスク

価格変動リスク

「2. e ワラントに関する情報」、 「3. ニアピンに関する情報」及び「4. トラッカーに関する情報」参照。

信用リスク

本ワラントの発行会社である e ワラント・ファンドが破綻等の事態に陥った場合には、本ワラントに表章されるオプションに基づいて生じる支払請求権の一部又は全部が支払われない可能性がある。この場合、本ワラントの時価に相当する金額は発行会社に対する他の無担保かつ非劣後の債権（法律の適用により優先権を有する債権を除く）と同順位の一般債権となる。

取引停止リスク

本ワラントの残存期間中に提示された価格での売買が常に可能であるとは限らず、また、取引時間内であっても、一部若しくは全部の本ワラントの販売、買取の一方若しくはその両方が、取引監視システムによって自動的に、若しくはトレーダーの判断に基づいて停止される、取引時間が短縮される、又は、一定時以降の取引が終日再開されない場合がある。

具体的には、以下に例示される場合に、本ワラントのマーケット・メイク、売買注文の受付、売買注文の執行が停止される、あるいは一旦受け付けた注文が取消される場合がある。なお、正確を期すために補足すると、取引監視システムが作動した場合には、その結果として当該ワラントの取引は必ず自動的に一旦停止された後、取引再開の適否がトレーダーによって判断される。

取引再開に際しては直接的な取引停止の原因のみならず、多くの場合、他に例示される全ての取引停止要件に該当していないことがトレーダーによって確認され、再開に必要なその他全ての作業が完了するまで取引は停止される。その際、本ワラントの対象原資産（貸株市場において取引されるものも含む。また、対象原資産がリンク債である場合はそのリンク債の対象原資産、対象原資産が株式預託証券の場合はその原証券となる株式を含む）及びこれら原資産を対象とする先物又はオプション（以下「対象原資産等」という）の取引が円滑に行われており且つそれらの取引が可能であること、本ワラントを

取引するための取引システムの状態、本ワラントの価格及びeワラント・インターナショナル・リミテッド、eワラント証券株式会社及び全ての関連会社（以下「eワラントMM」という）が対象原資産別に定めるリスク許容限度額等についても適宜確認が行われる。また、取引監視システムによって自動的に取引が停止された後、対象原資産の取引が困難であることが判明し取引停止が継続される等、取引停止事由は重複・連続して発生することも少なくない。更に、eワラントMMが本ワラントの価格計算に用いる対象原資産の価格（以下「参照原資産価格」という）、ボラティリティ、金利、貸株市場等の状況（貸株料率[株券貸借市場における株券の調達コストをいい、信用取引にかかる品貸料又は信用取引貸借料とは異なる]、需要状況等）、満期日までの予想受取配当金、時間の経過、計算モデル又は計算式の変更等、の各種要因（以下これらを「価格変動要因」という）の変化が極めて大きな場合や、本ワラントの価格変動が大きな場合等においては、取引監視システムが作動し自動的に取引が停止される頻度が高くなることに特に注意が必要である。

- 本ワラントが売り切れた場合（販売のみ停止）
- 本ワラントの価格が低くなりデルタ（下記「2. eワラントに関する情報」参照。）が低くなった場合（販売のみ停止）
- 本ワラントの対象原資産等が取引停止（貸株市場においては取引が困難）になった場合
- 対象原資産等の取引に制限措置が取られている場合
- 対象原資産等の取引が行われていない又は極端に少ない場合
- 対象原資産等の注文状況が一方向に偏り、売り気配・買い気配（特別売り気配・特別買い気配を含む）になった場合
- 対象原資産等の前場及び後場の寄付前の注文状況が一方向に偏っている場合
- 対象原資産等のその主たる取引所における取引が行われていない時間帯において、気配値がその直前の取引価格に比較して大きく変動した場合（特に国内個別株式を対象原資産とする本ワラントの場合の前引け後から後場の寄付前に多いがそれに限らない）
- 対象原資産等の市場において臨時措置等により、正式な終値が公表されない場合
- 対象原資産等の市場において、臨時措置等の結果、取引が困難となった場合及び将来の取引が困難となることが予見される場合（監理銘柄又は整理銘柄への割り当てを含む）
- 複数の対象原資産等の市場において流動性が少ない状況下で直近の取引価格が乖離し、マーケット・メイクを行うのが困難となった、又は困難になることが予見される場合
- eワラントMM、取扱金融商品取引業者、eワラントMMがマーケット・メイクを行う際に必要な情報を取得している外部情報ベンダー又は金融商品取引所等（以下、総称して「関連機関」という）においてシステム障害が発生した場合（一日に数回しか取引できない、取引が遅延する、若しくは全く取引ができない場合がある。尚、システム障害の状況によっては、一部の取扱金融商品取引業者に限って一日に数回しか取引できない、取引が遅延する、若しくは全く取引ができない可能性がある）
- 国外で取引される対象原資産等（国内株式又はその株式預託証券の外国金融商品取引所における取引及び国内の原資産を対象とする外国金融商品取引所に上場されている先物又はオプションを含む）の現地取引開始直前若しくは対象原資産等の流動性が低下した際に、他の取引所等の価格を参照する必要がある場合、又は他の取引所等の価格を参照するために、当該対象原資産等に対応したシステムに切り替える場合
- eワラントMMの取引監視システムが作動し、価格が大きく変化した本ワラントや取引状況から異常値の可能性があるとしてシステムにより判断された本ワラントの取引が自動的に停止になった場合
- 取引状況等から、異常取引の可能性を含めての確認が必要とトレーダーが判断した場合
- 対象原資産等の価格又は対象となる株式の発行会社の業績若しくは経営に重大な影響を与えると合理的に判断される事実（未確認の情報を含む）や株式分割、合併等に関する発表・報道（インターネット掲示板等での風評の広範囲の伝播等を含む）が行われ、マーケット・メイクを行うのが困難となった、又は困難となることが予見される場合（特に取引所取引時間終了後の国内個別株式等及び外国個別株式等を対象原資産とする本ワラントに多いがそれに限らない）
- （外国個別株式等、外国株価指数、為替リンク債、コモディティリンク債、国外の株式を含むバスケットを対象原資産とする本ワラントの場合）「満期参照原資産価格について」で定義される外国為替市場攪乱事由が発生している場合
- 国外の対象原資産等が主として取引されている取引所が休業日である場合
- 本ワラントの各種リスク換算額が、eワラントMMが定めるリスク許容限度額に達した場合、あるいはその可能性が予見される場合
- eワラントMMの本ワラント又は対象原資産等の取引に対して、法的な又は取引所若しくは自主規制機関等による制限が加えられた場合、持ち高規制等の制限が加えられた場合、又は加えられることが予見される場合
- 国内の又は国際的な金融、政治若しくは経済情勢、為替相場又は為替管理に変化が生じ、その効果の重大性ゆえに一部又は全ての本ワラントのマーケット・メイクを継続することが不可能又は不適切であるとマーケット・メーカーが判断した場合
- 地震・台風・洪水・津波・噴火・旱魃（かんばつ）・大火災等の災害、事故・事件、感染症の局地的又は世界的な流行等によって各種インフラの機能不全・停止に至り、或いは関連機関に被害等が生じ、本ワラントの通常のマーケット・メイク又は取引を継続することが不可能であるとマーケット・メーカー又は各取扱金融商品取引業者が判断した場合（一部若しくは全部の本ワラントの取引が一時的若しくは終日停止される、取引時間が短縮される又は一定時以降の取引が終

日再開されない場合がある。尚、状況によっては、一部の取扱金融商品取引業者に限って一部若しくは全部の本ワラントの取引が一時的若しくは終日停止される、取引時間が短縮される又は一定時以降の取引が終日再開されない場合がある)

● 短期間に対象原資産等の価格が著しく変動し、マーケット・メイクを行うことが困難であると e ワラント MM が判断した場合

● レバレッジトラッカーにおいて自動ロスカットが発動された場合 (レバレッジトラッカーは買取価格が一度でも 1 円を下回った場合、満期決済金額が確定かつ固定され、当該 1 円以下の固定価格による買取のみが行われる。自動ロスカットが発動された場合、固定価格による買取を行うために必要な全ての作業が完了するまで当該ワラントの取引は一時的若しくは終日停止される。)

● その他やむをえない事情により、適正と考える値段及び数量でマーケット・メイクが行えない、又はマーケット・メイクを行うことができないとマーケット・メーカーが判断した場合 (一日に数回しか取引できない、取引が遅延する、若しくは全く取引ができない場合がある)

上記はあくまでも例示であり、本ワラントのマーケット・メイク、売買注文受付及び売買注文執行が停止される、又は一旦受付けた注文が取消される場合の全ての事例を網羅するものではない。また、取引執行停止、遅延、注文取消しによる損害について e ワラント MM 及び取扱金融商品取引業者は一切責任を持たない。

[参考] 前月の売買停止状況 (件数) は以下の URL にて公開されている (月初更新)。

<https://www.ewarrant.co.jp/download/ts.pdf>

税務リスク

将来、本ワラントに対する税制が変更された場合、本ワラントが不利な取扱いを受ける可能性がある。

決済リスク

各種の原因によって生じる関連機関、決済機関又は利用金融機関における事務手続のトラブル等により、購入代金、売却代金、満期決済金額の受渡しに支障をきたす場合がある。

また、地震・台風・洪水・津波・噴火・旱魃(かんばつ)・大火災等の災害、事故・事件、感染症の局地的又は世界的な流行等によって各種インフラの機能不全・停止に至り、或いは関連機関に被害等が生じた場合、一部又は全部の本ワラントの購入代金、売却代金、満期決済金額の受渡しが遅延する可能性がある。これに加えて満期決済金額の場合には、その算出、提示、本ワラント保有者への価格の公表等も遅延する可能性がある。尚、これらの遅延は長期に亘ることもありうる (特に被害の規模が甚大だった場合や異なる種類の事象が連続して、あるいは複合的に発生した場合が想定されるがそれに限らない)。又、状況によっては一部の取扱金融商品取引業者に限って上記の遅延が発生する、若しくはその遅延が他の取扱金融商品取引業者に比べて長期に亘る可能性がある。

上記はあくまでも例示であり、本ワラントの購入代金、売却代金、満期決済金額の受渡し、満期決済金額の算出、提示、本ワラント保有者への価格の公表等に支障をきたす場合の全ての事例を網羅するものではない。また、本ワラントの購入代金、売却代金、満期決済金額の受渡し、満期決済金額の算出、提示、本ワラント保有者への価格の公表等に支障をきたした場合の損害について、e ワラント MM 及び取扱金融商品取引業者は一切責任を持たない。

カントリーリスク

本ワラントの対象原資産の所在する国の政治、経済及び社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、本ワラントの価格に大きな変動をもたらす可能性がある。特に、対象原資産の所在国がエマージング・マーケット (新興諸国市場) の場合には、特有のリスク (政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等) に特に注意が必要である。

その他の一般的な注意点

収益から控除すべき付随コスト

本ワラントを購入する際には販売価格での取引、売却する際には買取価格での取引となるため、販売価格と買取価格の差 (以下「売買価格差」という) を取引を行う上でのコストとして認識する必要がある。なお、売買価格差は対象原資産の価格、売買気配値の差、取引の状況、本ワラントのデルタ、その他のコストの変化等によって変動する。特に、以下に例示される場合に大きく変動する場合があるので注意が必要である。

- 対象原資産等の取引状況が急変した、又は急変することが予見される場合
- 対象原資産等の流動性が急変した、又は急変することが予見される場合 (信用取引の取引条件の変化、制限等を含む)
- 本ワラント又は本ワラントの価格に影響を与えると思われる諸条件が急変した、又は急変することが予見される場合 (金利、為替、各国金融商品取引所の取引動向等を含む)

上記はあくまでも例示であり、売買価格差が変動する全ての事例を網羅するものではない。

余剰金の確保

本ワラントに対する投資を借入金を用いて行う場合においては、本ワラント自体について発生する可能性のある損失のみならず、借入金の返済及びその金利に注意する必要がある。これによって損失が大きくなる危険性はさらに高まる。投資家は、本ワラントに対する投資を始める前に、自らの経済状況に鑑み、本ワラントが無価値となった場合でも借入金及び金利を返済できるか否かについて必ず検討する必要がある。

税務上の取扱い

日本国の居住者である個人投資家が本ワラントへの投資を行って損益が実現した際の、税務上の取扱いは一般に以下の通りである。

● 2012 年 1 月 1 日以後の本ワラントの取引による利益は、満期日前の売却によるものまたは満期日における決済によるものに関わらず、課税方式が申告分離課税の雑所得となり、その税率は所得税 15%、住民税 5%である。また、株価指数先物取引及び外国為替証拠金取引などに係る損益との通算が可能となり、損失が生じた場合は、一定の要件の下で翌年以後 3 年間の繰越控除が適用される。

● なお、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、復興特別所得税として所得税額に 2.1%を乗じた金額が上乗せされ、所得税は 15.315%となる。

上記はあくまでも一般的な個人投資家に対する税務上の取扱いについて述べたものであり、全ての事例を網羅するものではなく、且つ e ワラント MM の税務上の意見、見解、解釈を述べたものではない。又、事業として本ワラントに対する投資を行った際には、事業所得となる場合もあり、上記の限りではない。更に、税制は将来変更になることもありうる。従って、税制に関する個別的事情は各投資家が自己の責任で判断する必要がある。

計算モデルの違い

本ワラントの価格計算においては通常の場合最低買取価格を 0.01 円としている。価格計算時には e ワラント MM で用いているモデルによる計算結果に 0.01 円を加え、その小数点第三位を四捨五入した価格を買取価格とし、その買取価格に売買価格差を加えて販売価格を計算している。このため買取価格が 0.01 円のワラントは実質上オプションとしての価値がほとんどないことを認識する必要がある。また、買取価格が 0.01 円になっている等、低価格のワラントを購入して利益を得ることは極めて稀であることを認識する必要がある。

外国株価指数及びコモディティリンク債

外国株価指数及びコモディティリンク債の対象原資産については、時価情報等の入手が容易でない場合がある。また、当該国における休日等により当該国の取引所において取引が行われない場合には、対象原資産が取引される市場によっては、取引が再開されるまで本ワラントの取引を停止する。

非居住者への注意

本ワラントの国内金融商品取引業者を通じた取引は、日本の居住者（法人等を含む）に限定されている。また、日本の居住者であっても、日本国以外の証券規制の対象となる個人、組合、会社、団体、基金等で、本ワラントの登録、開示が当該国内で行われていないことによって取引に制限がある場合には、本ワラントの取引を行う事はできない。

取扱金融商品取引業者についての留意点

本ワラントを購入する際には、取扱金融商品取引業者に口座を開き、取扱金融商品取引業者の内部手続きに従った上で、取扱金融商品取引業者と取引を行う必要がある。e ワラント MM は取扱金融商品取引業者の行為について、いかなる責任も投資家に対して負担するものではない。

対象となる株式が上場廃止、又は整理銘柄若しくは監理銘柄への割り当てとなった場合等の扱いについて

個別株式等を対象原資産とする本ワラントにおいて、対象原資産である株式（以下「関連株式」という）が上場廃止となった場合、関連株式の上場廃止若しくは関連株式の発行会社の破綻等の発表・報道があった場合、又は関連株式が取引所によって整理銘柄若しくは監理銘柄に割り当てられた場合等においては、本ワラントの新規の販売が停止される。また、マーケット・メーカーにより買取価格が提示されることがあるが、保証の限りではない。更に、本ワラントの発行会社が適切と判断した場合には、本ワラントの満期日等の条件変更又は満期前強制買い戻しが行われることに注意が必要である。満期日等の条件変更又は満期前強制買い戻しが行われない場合においては、マーケット・メイクは関連株式が上場廃止となった時点で停止され、以後の取引はできない。決済は満期日において株価ゼロを用いて行われる。その結果、1 ワラント当たりの満期決済金額はコール型ワラントの場合は 0 円、プット型ワラントの場合は権利行使価格に 1 ワラント当たり原資産数を乗じた価格（権利行使価格が日本円以外の場合はこれに為替のスポットレートを乗じたもの）となる。また、バスケット e ワラント及びトラッカー（バスケットを対象原資産とするもの）のインデックスを構成する株式の発行会社に、前段で例示さ

れている事由が発生した場合には、当該インデックスを対象原資産とするバスケット e ワラント及びトラッカーも上記に準じた取扱いとなる。但し、当該バスケット e ワラント及びトラッカーの満期前強制買戻しが行われない場合には、計算代理人が適切と判断する当該株式の市場価格（上場廃止後は多くの場合 0 円）を用いて当該インデックスの価格算出が行われ、当該バスケット e ワラント及びトラッカーのマーケット・メイクが継続される。上記は原則に沿った扱いについての記述であり、保証の限りではない。また、例外があることに注意が必要である。

本ワラントの条件変更等について

以下に例示されるような事由が発生した場合には、本ワラントの経済的価値が当該事由の発生前とほぼ同一となるような方法によって本ワラントの条件が変更される、又は満期前強制買戻しが行われることがある。

● 関連株式の分割、併合、券種の変更、又は株式の保有者に対して株式の種類に関わらず無償交付若しくは株式配当が行われた場合

● (a) 関連株式、(b) 配当及び／又は会社清算に伴う受取金を、関連株式と同様に又は一定の割合で受け取る権利を持つ他の株式又は証券、又は (c) スピン・オフ又は同様の取引の結果、関連株式の発行会社によって直接又は間接的に取得又は保有されている他発行会社の株式又は証券、(d) その他の種類の証券、権利若しくはワラント又はその他の資産が、関連株式の保有者に対し、計算代理人が定める市場価格よりも低い価格で分配、発行又は配当された場合

● 特別配当がなされた場合

● 追加出資要請がなされた場合

● 関連株式の発行会社又はその子会社による関連株式の自己株買入れがなされた場合

● 関連株式の発行会社に関して、特定の事態が発生した際に、優先株、ワラント、債券、又は株式オプションを、計算代理人が定める市場価格を下回る価格で分配する敵対的買収防止措置に従って、株主権が分配され又は関連株式若しくは対象となる発行会社の資本を構成する他種の株式から分離された場合（但し、当該権利の償還が行われた際には再度条件変更が行われる）

● 関連株式の発行会社の合併、資本変更、組織変更、国有化、破綻、上場廃止等が行われた、又は行われることが関連株式の発行会社により開示された場合において、計算代理人が条件変更の必要があると判断した場合

● 関連株式に関し、テnder オファーがなされ、又はなされることが公表された場合

● 上記以外のイベントが発生した、又は発生することが関連株式の発行会社により公表された場合で、関連株式の価値に影響を与えた又は影響を与えることが予見される場合

上記はあくまでも例示であり、本ワラントの条件変更等が行われる全ての事例を網羅するものではない。

（関連株式の分割に伴う本ワラントの条件変更等及びマーケット・メイクについての補足説明）

一般に $1:n$ の株式分割が行われた場合には、株式分割の権利落ち日から権利行使価格は n 分の 1 （通常の場合は小数点以下切り捨て、権利行使価格は 1 円以上。但し例外もありうる。）、 1 ワラント当たり原資産数は n 倍（但し例外もありうる。）になる。通常の場合、保有ワラント数に変化は生じない。

（関連株式の併合に伴う本ワラントの条件変更等についての補足説明）

一般に $m:1$ の株式併合が行われた場合には、売買再開日から権利行使価格は m 倍（権利行使価格は 1 円以上。但し例外もありうる。）、 1 ワラント当たり原資産数は m 分の 1 倍（但し例外もありうる。）になる。通常の場合、保有ワラント数に変化は生じない。

（関連株式の発行会社の会社分割に伴う本ワラントの条件変更等についての補足説明）

関連株式の発行会社の会社分割（スピン・オフ）が行われ、関連株式保有者に対して新会社の株式が付与された場合においては、本ワラントの対象原資産は、従来の株式と新会社の株式を付与割合で加重平均したバスケットとなる。上記はあくまでも原則に沿った扱いについての記述である。

（テnder オファー及び合併についての補足説明）

テnder オファーとは、あらゆる個人又は主体による、株式公開買付、買収の申し込み、株式交換の申し込み、勧誘、提案、その他の行為であって、政府又は自主規制機関への届出、若しくは、計算代理人が関連するとみなす情報に基づいて、本ワラントの対象となる発行会社の 10% 超かつ 100% 未満の議決権を持つ株式を購入する、取得する又は転換等の方法によって取得する権利を得るものであると、計算代理人が判断したものをいう。

テnder オファー及び合併時に本ワラントの条件変更が行われる場合には、ボラティリティ、計算日から満期日までに権利が確定する予想受取配当金の総額、貸株料や関連株式の流動性の変化等も考慮される。

本ワラントの満期前強制買戻しについて

以下に例示されるような事由が発生した場合には、本ワラントはその満期前であっても計算代理人が定める日を以て強制的に買戻しが行われる。但し、本ワラントのマーケット・メイクを継続することが可能と計算代理人が判断している場

合にはこの規定は適用されない。

- 本ワラントの発行を維持するために必要なヘッジ取引を業務上合理的な努力を以ってしてもなし得ない状態が継続したため、発行会社が満期前強制買戻しを決定した場合
- 関連株式の発行会社の合併又はテnder オファー等において、計算代理人が満期前強制買戻しによる対応が適切と判断した場合（但し、株式に対して株式と株式以外の対価が合わせて支払われる場合においては、権利の一部のみ満期前強制買戻しとなることもある）
- 関連株式の発行会社の国有化、破綻、上場廃止等において、発行会社が満期前強制買戻しによる対応が適切と判断した場合（但し、権利の一部のみ満期前強制買戻しとなることもある）
- 本ワラントに関連する法令、規制、税制が変更され、その結果、計算代理人の誠実な判断において、本ワラントが違法となった、あるいは発行会社において本ワラントに係る義務を履行するコストが著しく増加すると判断した場合
- 株式分割権利付売買最終日の3営業日前から新規の販売が停止される（買取は、株式分割権利付売買最終日の前営業日まで継続される）。
- 株式分割権利付売買最終日に本ワラントの満期前強制買戻しが行われる。発行会社は本ワラントの保有者に対して、その対価として同日の取引開始時における買取価格相当額に5%を上乗せした金額を支払う。
- バスケット e ワラント及びトラッカー（バスケットを対象原資産とするもの）のインデックスを構成している銘柄のうち、一銘柄でも前段で例示されている事由が発生し、合理的に当該バスケット e ワラント及びトラッカーのマーケット・メイクができないと発行会社が判断した場合には、当該バスケット e ワラント及びトラッカーの満期前強制買戻しが行われる。

（関連株式の発行会社の合併若しくは買付けに伴う決済についての補足説明）

関連株式の発行会社の合併若しくは買付けに伴う調整によって、新株以外の対価が生ずる場合、当該対価は、各評価日において計算代理人によって計算される。なお、この場合、市場攪乱事由にかかる条項の適用を受けない。

本ワラントの最終取引日について

e ワラント及びトラッカーの最終売買可能日は満期日の前営業日であり、満期日当日には取引ができないことを認識する必要がある。また、満期日以前であっても販売・買取のどちらか、又は両方が行われない場合がある。一方ニアビンの**最終販売日はe ワラント及びトラッカーとは異なり、満期日の2営業日前である。また、満期日の前営業日には15時まで買い取りのみが行われ、それ以降には取引ができないことに特に注意が必要である。**なお、最終売買可能日以前であっても販売・買取のどちらか、又は両方が行われない場合がある。

本ワラントの取扱開始について

e ワラント MM 及び取扱金融商品取引業者は本ワラントの一部を取り扱わない、又は取扱いを遅延させる場合がある。

マーケット・メイクに関する注意

本ワラントはマーケット・メーカーによって販売価格、買取価格が決定されるマーケット・メイク方式によって取引される。このため、一旦購入した後の売却先は、実質的に e ワラント MM に限定されることに注意が必要である。なお、本ワラントは、「カバードワラントのミストレード及び約定取消し取引に関する規程」に該当する場合を除き、e ワラント MM がマーケット・メーカーとして適切と判断する情報等（外部情報ベンダー、金融機関等からの情報を含む。以下、「情報等」という）に基づいて e ワラント MM がマーケット・メーカーとして適切と判断するプロセスに従ってその時々決定した価格にて約定がなされる。但し、e ワラント MM はこれらの「情報等」の正確性及び当該プロセスにおけるシステム障害や人的ミスの不存在を保証するものではない。また、e ワラント MM は、システム障害や人的ミス等を含む理由の如何を問わず自己の判断によって、一部又は全ての銘柄のマーケット・メイクを停止又は終了する場合がある。更に、e ワラント MM による本ワラントのマーケット・メイクの終了やその他の理由により、本ワラントの満期日以前に、マーケット・メーカーが変更される場合がある。

本ワラントの価格変動要因について

本ワラントの価格算出に用いられる価格変動要因は、市場動向（国内外金融商品取引所や業者間市場における取引）等を考慮して、担当トレーダーによってその時点において保有する「情報等」に基づき、最善の努力を以って判断し決定される。例えば、対象原資産の取引市場での直近の取引価格、気配値と参照原資産価格の値は、必ずしも連動するものではなく、対象原資産の取引所終値と参照原資産価格の終値は異なる場合がある。特に、ストップ高、ストップ安、及び取引所取引終了後は、取引所価格と本ワラントの参照原資産価格が大きく乖離する場合がある。**なお、これらの価格変動要因の正確性は保証されるものではない。**また、参照原資産価格は、取扱金融商品取引業者の発注画面からアクセス可能なリアルタイム情報画面等にて確認が可能である。

なお、満期日までの予想受取配当金は、一般に予想を行う主体によってその数値が異なり、また、それらの予想値が入手

可能であるとは限らない。更に、本ワラントの価格計算には計算日から満期日までの期間に権利が確定する予想受取配当金の総額のみが用いられること、及び予想受取配当金は e ワラント MM がマーケット・メーカーとして適切と判断する外部情報ベンダーの予想値を用いていること、該当する予想値が無い場合は直近期の実績値又は業績修正報道等を含む「情報等」に基づき担当トレーダーが適切と判断した値が用いられること且つその値は適宜変更されることに注意が必要である。更に、対象原資産（外国個別株式等に多いがそれに限らない）によっては各種権利の割当日やその権利の内容が直前まで公表されていない、又は直前に変更される場合がある。このような場合、新たな「情報等」に基づいて本ワラントの価格が計算されることにより、本ワラントの価格が変動する可能性がある。

満期参照原資産価格について

「満期参照原資産価格」で定められる満期日における対象原資産の始値（終値）は、対象原資産が上場若しくは店頭登録されている場合には対象原資産が取引されている上場取引所若しくは店頭市場のうち、取引が最も活発に行われていると計算代理人が判断した取引所若しくは店頭市場における対象原資産の満期日における始値（終値）を指す。

なお、発行後に対象原資産が取引される取引所若しくは店頭市場が変更となった場合又は休日等により適当な価格が存在しない（公表決済価格が発表されない場合等を含む）場合等においては、計算代理人が合理的な判断に基づいて適当と判断した取引所若しくは店頭市場における対象原資産の価格を用いる場合もある。（コモディティ e ワラントの満期参照原資産価格については「コモディティ e ワラントに関する注意」を参照のこと。また、トラッカーの満期参照原資産価格については「4. トラッカーに関する情報」に対象原資産ごとに定められている項目を参照のこと）また、以下に定義される「市場攪乱事由」が発生し、評価日においてもそれが継続していると計算代理人が判断した場合、本プログラムに基づき、計算代理人はその裁量により、評価を市場攪乱事由の存在しない最初の取引日まで延期することができる。但し、いかなる場合でも評価日は、満期日後第8取引日より後に延期してはならず、また当該第8取引日において依然市場攪乱事由が継続している場合には、当該第8取引日を評価日とし、満期参照原資産価格は、当該第8取引日の午後4時（ロンドン時間）頃（又はその後可及的速やかに）の対象原資産の市場価格を用いて計算代理人がその絶対的裁量をもって計算する。

なお、「市場攪乱事由」とは以下の場合をいう。

- 対象原資産等の主要市場における取引が停止になった場合
- 対象原資産等の取引に法的な制限措置が取られていた場合
- 国内の又は国際的な金融、政治若しくは経済情勢、為替相場又は為替管理に変化が生じ、その効果の重大性ゆえに満期決済金額の計算を続行することが不可能又は不適切であると計算代理人が判断した場合
- 何らかの事由により、e ワラント MM が対象原資産等を主要市場において取引することが実務上困難であると計算代理人が判断した場合

また、計算代理人が、評価日において以下に定義される「外国為替市場攪乱事由」が発生し、継続していると判断した場合、外国為替レートの決定日は当該外国為替市場攪乱事由が解消した最初の営業日（以下「外国為替成立日」という）まで延期され、本ワラントに関する決済日は、評価日から当初の決済日までの日数が、外国為替成立日から同一日数経過した日（以下「延長決済日」という）まで延期される。

延長決済日（従前の外国為替市場攪乱事由により延長された決済日を含む。）において外国為替市場攪乱事由が発生し継続している場合、延長決済日は更に外国為替市場攪乱事由が解消した最初の営業日まで延期される。但し、外国為替市場攪乱事由が市場攪乱事由と同時に発生した場合は、市場攪乱事由による延長又は調整が行われた後のみ効力を有することに注意が必要である。また、上記にかかわらず、発行会社の満期決済金額支払義務は、延期され続ける。

なお、「外国為替市場攪乱事由」とは、発行会社又はその関連会社が、合法的に下記のいずれかを行えなくなることをいう。

- 該当通貨を決済通貨に転換すること、又は
- 該当国内の口座からその管轄外の地域の口座への決済通貨の送金、又は、
- 該当国内の口座と、その管轄の非居住者の口座との間での該当通貨の送金

ここで、「外国為替レート」とは、評価日又は為替レートを決定すべき日において、該当通貨の決済通貨に対する売値として計算代理人が商業的に合理的な方法により決定する為替レートをいい、決済通貨1単位に対する該当通貨の単位数として表記される。

利益相反に係る事項

e ワラント MM は、グローバルに総合的な金融サービスを提供する金融商品取引業者であるため、本ワラントの発行会社又はその関連企業、それらの業務執行責任者、取締役及び職員は、本ワラントの対象原資産の売買及びオプション取引等について、本ワラントに係るヘッジ取引か否かに拘らず、随時買い又は売りのポジションを持ち、かつ売買を行い、マーケット・メーカー等となることがある。これらの行為は、本ワラントの対象原資産の価格及び市場のボラティリティ等その他の価格変動要因に、ひいては本ワラント自身の価格に対して、本ワラント保有者の不利益となる方向に影響を与える場合がある。e ワラント MM は、マーケット・メーカーであるとともに計算代理人である。例えば、本外国証券情報に定める通り、発行後に対象原資産が取引される取引所若しくは店頭市場が変更となった場合又は休日等により適当な価格が存在しない（公

表決済価格が発表されない場合等を含む) 場合等においては、計算代理人が合理的な判断に基づいて適当と判断した取引所若しくは店頭市場における対象原資産の価格を用いる場合があり、当該判断は本ワラントの価格や満期決済金額に影響を与える。

更に、本外国証券情報の「取引停止リスク」に示すとおり、取引時間内であっても本ワラントの販売、買取の一方若しくはその両方が停止される場合があり、その場合、結果的に本ワラント保有者にとって不利益となる場合がある。

カバードワラントのミストレード及び約定取消し取引に関する注意

カバードワラントの取引では「カバードワラントのミストレード及び約定取消し取引に関する規程」(別紙、以下「本規程」という)で定める内容に従い、取扱金融商品取引業者から投資家にミストレード又は約定取消し取引の通知がなされた場合には、本規程の手続きにしたがって当該ミストレード又は約定取消し取引は取消される。カバードワラントの取引に当たっては同規程の内容を確認し、十分に理解しなければならない。なお、本規程に定めるミストレードの防止措置の一環として、e ワラント MM は異常値を防止するための取引監視システムの開発を行い、実装し、その改良に努めている。このため、本ワラントの価格、若しくは各種価格変動要因の変化が大きな場合には、取引が自動的に停止される頻度が高くなることに注意が必要である。

2. e ワラントに関する情報

e ワラント (コール型及びプット型) のリスク要因

(1) e ワラントはコール型ワラント、プット型ワラントともに権利行使期限の付されているオプションを表章する有価証券であり、満期日が到来すると決済が行われるという性格の有価証券である。コール型ワラントを買い付け、満期日まで保有した場合、満期参照原資産価格が権利行使価格を下回っている(プット型ワラントの場合は上回っている)と満期決済金額を得ることができないので注意を要する(但し、この場合、その損失は当該本ワラントの買付代金に限定される)。なお、e ワラント投資によって利益を得るには購入価格を上回る価格で売却するか、購入価格を上回る金額を満期日に受取る必要がある。

(2) e ワラントを買い付けた場合は、満期日までに以下の選択をする必要がある。

- a) e ワラントを売却するか、
- b) e ワラントを満期日まで保有し、満期日にイン・ザ・マネーの場合には、オプションの自動行使に基づき、コール型ワラントであれば、満期参照原資産価格が権利行使価格を上回る金額分(プット型ワラントであれば、満期参照原資産価格が権利行使価格を下回る金額分)に1ワラント当たり原資産数を乗じた金額(権利行使価格が日本円以外の場合はこれに為替のスポットレートを乗じたもの)を受取る。この金額は0円である可能性もあり、この場合、e ワラントの買付代金全額が損失となる。

(3) e ワラントの価格は一般に、対象原資産の値動きの影響を受けるが、低価格のe ワラントでは対象原資産の価格が変動した場合においてもe ワラントの価格がほとんど、あるいは全く変化しない場合もありうる。但し、これらの低価格のものを除き、e ワラントの価格の変動率は対象原資産の価格の変動率に比べて一般に大きくなる傾向がある。通常の価格のe ワラントでは一般に、

- a) コール型ワラントであれば、対象原資産の価格が上昇した場合には、e ワラントの価格は対象原資産の価格の上昇率よりも大きな率で上昇し、対象原資産に対する投資以上の投資効果を上げることもあるが、その反面、対象原資産の価格が下落した場合には、対象原資産の価格の下落率よりも大きな率で下落し、対象原資産に対して投資した場合以上の損失を被ることもある。
- b) プット型ワラントであれば、対象原資産の価格が下落した場合には、e ワラントの価格は対象原資産の価格の下落率よりも大きな率で上昇し、対象原資産に対する投資以上の投資効果を上げることもあるが、その反面、対象原資産の価格が上昇した場合には、対象原資産の価格の上昇率よりも大きな率で下落し、対象原資産に対して投資した場合以上の損失を被ることもある。

(4) e ワラントで満期日に利益を得るためには、満期参照原資産価格が購入時の対象原資産の価格に対して、コール型ワラントの場合ワラント・プレミアム*分以上上昇(プット型ワラントの場合はワラント・プレミアム分以下下落)している必要がある。また、低価格のe ワラントは一般に対象原資産の価格変動に対する感応度(以下「デルタ」という)が低くなる傾向にあり、対象原資産の価格が変動した場合であってもe ワラントの価格の変動が見込めないで注意する必要がある。以下に挙げるような低価格のワラントの購入により利益を上げることは一般に極めて稀であり、このようなワラントの販売は停止される場合がある。

- a) コール型ワラントの場合、対象原資産の価格が権利行使価格よりも低く(プット型ワラントの場合、対象原資産の価格が権利行使価格よりも高く)(アウト・オブ・ザ・マネーの状態)、満期日が近い場合
- b) 満期日までの期間に関わらず、アウト・オブ・ザ・マネーの状態、権利行使価格と対象原資産の価格の乖離が極

めて大きい場合

c) a)b)以外の場合であっても、デルタがゼロに近い場合

* ワラント・プレミアムとは、本ワラント購入後に満期日まで保有した場合、損益が丁度ゼロになるような満期参照原資産価格の購入時の対象原資産の価格に対する変化率を指し、コール型ワラントの場合には対象原資産の価格の上昇率、プット型ワラントの場合には対象原資産の価格の下落率になる（ワラント・プレミアムはオプション価格を意味するオプション・プレミアムとは異なる）。

(5) e ワラント MM が e ワラントの価格計算時に用いる計算式はブラック・ショールズ計算式またはブラック計算式と必ずしも同一であるとは限らない。更に、価格変動要因の将来における数値等の予想を行うことは困難なため、投資家において将来の e ワラントの価格変動を予想することは極めて困難であることを認識する必要がある。また、投資シミュレーター等では将来のワラント価格変動について予測をすることは困難である。

e ワラント（コール型及びプット型）の価格変動リスク

コール型ワラントを満期日まで保有した場合、満期参照原資産価格が権利行使価格を上回っている（プット型ワラントの場合は下回っている）部分に関してその差額を受取る（権利行使価格が日本円以外の場合はこれに為替スポットレートに乗じた金額。なお、この金額は1 ワラント当たり原資産数によって調整される）。e ワラントは満期参照原資産価格が権利行使価格を下回っている（プット型ワラントの場合は上回っている）場合に、その価格はゼロとなる。

e ワラントの価格は満期日まで、価格変動要因により価格が変化する。このため、e ワラントの価格と対象原資産の価格との連動性は保証されていない。また、金利水準、満期日までの予想受取配当金、対象原資産の貸株料及びコモディティリンク債を対象とする場合の保管料、減耗、リースレート等の変化は、e ワラントで満期日までの期間の長いものについて特に影響を与える可能性が高い。なお、貸株料とは株券貸借市場における株券の調達コストをいい、信用取引にかかる品貸料又は信用取引貸借料とは異なる。

計算代理人は、通常の市場環境において e ワラントの販売価格・買取価格の提示を行うが、提示価格での取引を保証するものではない。

● 価格変動要因のうち参照原資産価格のみが上昇するとコール型ワラントの価格は上昇し、プット型ワラントの価格は下落する。また参照原資産価格のみが下落するとコール型ワラントの価格は下落し、プット型ワラントの価格は上昇する。

● 価格変動要因のうちボラティリティのみが上昇すると e ワラントの価格は上昇し、ボラティリティのみが下落すると e ワラントの価格は下落する。ボラティリティとは、対象原資産の価格が（今後）どのくらい変動するかを示す（予想）変動率である。一般に、e ワラント購入後に対象原資産の価格の変動が小さくなり、今後の対象原資産の価格の予想変動率を示すボラティリティが低くなると、多くの金額を受取ることができる可能性が減るので、e ワラントに表章されているオプションの価格が下落し、結果的に e ワラントの価格も下落する。また、e ワラントのマーケット・メイクを行う際のヘッジ取引により市場のボラティリティに影響を与えることがあり、結果として e ワラントの価格が変動する場合がある。

● 価格変動要因のうち時間の経過のみを考慮した場合、時間が経過することによって e ワラントの価格は一般に下落する。e ワラントには満期日が決まっており、その前に転売しなければ、満期日においてイン・ザ・マネーの場合には満期参照原資産価格と権利行使価格の差額を上回る部分の価値はゼロになり、アウト・オブ・ザ・マネーの場合にはワラントの価値はゼロになる。

● 上記は価格変動要因が変化した際の一般的な変動についての記述であってその影響の程度は各種条件により異なり、例外がありうることを認識する必要がある。

以上に加え、e ワラントの発行会社又はその関連企業がヘッジ取引（e ワラントの対象原資産の株式の売買及びオプション取引等）を行うことによって e ワラントの対象原資産の価格及び市場のボラティリティ等その他の価格変動要因に影響を与え（あるいは影響を与えると予見され）、ひいては e ワラント自身の価格に影響を与えることがある。なお、e ワラントには満期日があり e ワラントをその時点まで保有していた場合においては必ず損益が実現されるが、以下に例示するように、当該ヘッジ取引によって特に満期日における対象原資産の価格及びその他の価格変動要因が影響を受け、e ワラント保持者の損益に影響を及ぼす可能性がある。

● コール型ワラントのヘッジ目的で保有されていた対象原資産が満期日に売却されることにより対象原資産の価格が下落する。

● プット型ワラントのヘッジ目的で売却（ショート）されていた対象原資産が満期日に買い戻されることにより対象原資産の価格が上昇する。

なお、e ワラントを購入しても金利や配当の受取りは発生しない点に注意を要する。また、国外の原資産を対象とする場合には外国為替リスクが存在し、外国為替レート変動の影響により e ワラントの価格が変動する。

(e ワラントの価格変動リスクに関する補足説明)

e ワラントに係る価格変動リスクは一般に対象原資産に比較して高く、損失の可能性が極めて高いものとなっている。また、デルタがゼロに近い e ワラントは対象原資産の価格との連動性がほとんどなく、かつ損失の可能性が極めて高いことがある。

コモディティ e ワラントに関する注意

原油 (WTI) e ワラント及び金 e ワラントは、以下の点に特に注意が必要である。

- 参照原資産価格：原油 (WTI) e ワラントの満期前のマーケット・メイクに用いられる参照原資産価格である各先物リンク債の価格は、活発に取引される WTI 原油先物の限月の価格から e ワラント MM が合理的に計算した理論値が用いられる。このため、当該リンク債の価格は、必ずしも権利の対象となる WTI 原油先物の直近取引値とは一致しない。
- 満期参照原資産価格：原油 (WTI) e ワラントにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日におけるニューヨーク・マーカンタイル取引所で取引される Light, Sweet Crude Oil futures contract のオフィシャル セトルメント プライスを基に、計算代理人が流動性等を考慮して合理的に算出した、対象原資産 (WTI 原油先物リンク債) の価格をいう。金 e ワラントにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日のロンドン AM フィキシングにおける 1 トロイオンス当たりの米ドル建純金価格を基に算出された対象原資産 (金リンク債) の価格をいう。なお、原油 (WTI) e ワラント及び金 e ワラントの満期決済金額算出時に用いる為替レートは、現地時間における満期参照原資産価格算出時の為替のスポットレートとする。
- 外国為替相場の影響：WTI 原油先物リンク債及び金リンク債は米ドルが取引通貨となっているため、それぞれの e ワラント価格は米ドルの対円外国為替相場の影響を受けることに注意が必要である。
- 商品先物価格、商品先渡価格と現物価格：商品先物価格及び商品先渡価格は、需給バランスの変化、投機、金利、保管料、減耗、リースレートの変動等の様々な要因によって影響を受け、現物価格よりも高くなる場合も低くなる場合もある。特に満期日までの残存期間が長く、現物価格と商品先物価格及び商品先渡価格の乖離が大きい場合においては、投資のパフォーマンスが大きく異なる結果となる可能性がある。
- 商品価格 (商品先物価格及び商品先渡価格を含む) の変動要因：商品の取引価格は、株式投資の際には必ずしも注目されないような原因によっても変動しうる。過去には株式のパフォーマンスとの相関が低いと考えられる場合もあるが、過去の価格変動は将来の価格変動を保証するものではなく、将来の価格変動も株式のパフォーマンスとの相関が低いとは限らない。

3. ニアピンに関する情報

ニアピン (ニアピン型) のリスク要因

(1) ニアピンは権利行使期限の付されているオプションを表章する有価証券であり、満期日が到来すると決済が行われるという性格の有価証券である。ニアピンを買い付け、満期日まで保有した場合、満期参照原資産価格と各銘柄ごとに定められる「ピン価格」の乖離額が各銘柄ごとに定められる一定の金額 (この外国証券情報の交付による勧誘の対象となる米ドルリンク債を対象原資産とする為替ニアピン (以下「米ドルニアピン」という) の場合は 2 円。) 未満でないと満期決済金額を得ることができないので注意を要する (但し、この場合、その損失は当該ニアピンの買付代金に限定される)。なお、ニアピン投資によって利益を得るには購入価格を上回る価格で売却するか、購入価格を上回る金額を満期日に受取る必要がある。

(2) ニアピンを買い付けた場合は、満期日までに以下の選択をする必要がある

- a) ニアピンを売却するか、
- b) ニアピンを満期日まで保有し、満期日に満期参照原資産価格と各銘柄ごとに定められる「ピン価格」の乖離額が各銘柄ごとに定められる一定の金額未満の場合に、オプションの自動行使に基づき、ピン価格と満期参照原資産価格の乖離額に 1 ワラント当たり原資産数を乗じたものを、最大満期決済金額 (100 円) から減じた金額を受取る。この金額は 0 円である可能性もあり、この場合、ニアピンの買付代金全額が損失となる。

(3) ニアピンの価格は一般に、対象原資産の値動きの影響を受けるが、ニアピンの価格の変動率は対象原資産の価格の変動率に比べて大きくなる場合が多い。

(4) e ワラント MM がニアピンの価格計算に用いる計算式はブラック・ショールズ計算式又はブラック計算式と必ずしも同一であるとは限らない。更に、価格変動要因の将来における数値等の予想を行うことは困難なため、投資家において将来のニアピンの価格変動を予想することは極めて困難であることを認識する必要がある。また、投資シミュレーター等では将来のニアピン価格変動について予測することは困難である。

ニアピンに関する注意

ニアピンは、以下の点に特に注意が必要である。

- ニアピンの最大受取可能額である最大満期決済金額は、1 ワラント当たり 100 円に設定されており、この点においてコール型、プット型及びトラッカー型ワラントとは異なる。
- 同一の満期日を持つニアピンを複数保有することによって、一般に満期日に受け取る金額の期待値は上昇するが、期待リターンは低下する。また、同一満期日を持つ全ての種類のニアピンを購入しても、一般に投資金額の全てを回収すること

はできない可能性がある。これは、対象原資産の変動可能範囲を全てカバーしていないことに加え、ニアビンの販売価格と買取価格の差が考慮されていないためである。

● ニアビンのデルタはコール型あるいはプット型の e ワラントとは異なり、正の値も負の値も取りうる。また、一般に、デルタの変化が大きく、例えば対象原資産の価格が大きく動いた場合には、ワラントレバレッジ（実効ギアリング）から想定される以上の値動きとなる可能性があることに注意が必要である。

● ニアビンの最終販売日は e ワラント及びトラッカーとは異なり、満期日の 2 営業日前である。また、満期日の前営業日は 15 時まで買い取りのみが行われ、それ以降には取引ができないことに特に注意が必要である。なお、最終売買可能日以前であっても販売・買取のどちらか、又は両方が行われない場合がある。

ニアビンの価格変動リスク

ニアビンを満期日まで保有した場合、満期参照原資産価格と各銘柄ごとに定められる「ビン価格」の乖離額が各銘柄ごとに定められる一定の金額未満にあれば満期決済金額を受取る。満期決済金額は、満期参照原資産価格がビン価格と一致した場合に最大（100 円）となり、一致していない場合、ビン価格と満期参照原資産価格の乖離額に 1 ワラント当たり原資産数を乗じたものを、最大満期決済金額（100 円）から減じた金額となる。従って、満期参照原資産価格がビン価格から 1 銭乖離するごとに、**満期決済金額は、米ドルニアビンの場合は 50 銭ずつ減少する。米ドルニアビンの場合は 2 円以上、満期参照原資産価格とビン価格が乖離した場合はその満期決済金額はゼロとなる。**

ニアビンの価格は満期日まで、価格変動要因により価格が変化する。このため、ニアビンの価格と対象原資産の価格との連動性は保証されていない。

計算代理人は、通常の市場環境においてニアビンの販売価格・買取価格の提示を行うが、提示価格での取引を保証するものではない。

● 価格変動要因のうち時間の経過のみを考慮した場合、時間が経過することによってビン価格が現在の対象原資産の価格から算出されたフォワード価格（以下「対象原資産フォワード価格」という）に近いニアビンの価格は一般に上昇し、ビン価格が対象原資産フォワード価格から離れたニアビンの価格は一般に下落する。また、他の条件が一定であれば、一般に、時間経過によって価格が上昇するニアビンは、次第にビン価格が対象原資産フォワード価格により近いものに限定されていき、その銘柄数が減少していく傾向がある。更に、ニアビンの価格は、同日中においても時間経過の影響を大きく受ける場合があり、またその価格への影響の程度は諸条件によって異なり様ではない。

● 価格変動要因のうち参照原資産価格のみが上昇または下落することによって、対象原資産フォワード価格がビン価格に近づく、ニアビンの価格は上昇する。一方、対象原資産フォワード価格がビン価格から遠ざかるとニアビンの価格は下落する。

● 価格変動要因のうちボラティリティのみが上昇（下落）すると、一般に、ビン価格が対象原資産フォワード価格に近いニアビンの価格は下落（上昇）し、離れたものの価格は上昇（下落）する。

● 国内外の金利水準、満期日までの予想受取配当金及び対象原資産の貸株料は対象原資産フォワード価格を変化させ、ニアビンの価格に影響を与える。なお、貸株料とは株券貸借市場における株券の調達コストをいい、信用取引にかかる品貸料又は信用取引貸借料とは異なる。

● 上記は価格変動要因が変化した場合の一般的な変動についての記述であってその影響の程度は各種条件により異なり、特定の価格変動要因の影響を大きく受ける可能性がある。また、例外がありうることを認識する必要がある。

以上に加え、ニアビンの発行会社又はその関連企業がヘッジ取引（ニアビンの対象原資産等の売買及びオプション取引等）を行うことによってニアビンの対象原資産の価格及び市場のボラティリティ等その他の価格変動要因に影響を与え（あるいは影響を与えると予見され）、ひいてはニアピン自身の価格に影響を与えることがある。なお、ニアピンには満期日がありニアピンをその時点まで保有していた場合においては必ず損益が実現されるが、当該ヘッジ取引によって特に満期日における対象原資産の価格及びその他の価格変動要因が影響を受け、ニアピン保持者の損益に影響を及ぼす可能性がある。

4. トラッカーに関する情報

トラッカーのリスク要因

(1) トラッカー（トラッカー型カバードワラント）は権利行使期限の付されているオプションを表章する有価証券であり、満期日が到来すると決済が行われるという性格の有価証券である。なお、トラッカー投資によって利益を得るには購入価格を上回る価格で売却するか、購入価格を上回る金額を満期日に受取る必要がある。

(2) トラッカーを買い付けた場合は、満期日までに以下の選択をする必要がある。

- a) トラッカーを売却するか、
- b) レバレッジトラッカー以外のトラッカーを満期日まで保有し、オプションの自動行使に基づき満期参照原資産価格が権利行使価格を上回る金額分に 1 ワラント当たり原資産数と為替スポットレート（権利行使価格が日本円以外の場合）を乗じた金額を受取る。
- c) プラス 5 倍トラッカーを満期日まで保有し、オプションの自動行使に基づき満期参照原資産価格から権利行使価

格を差し引いた額にプラス5を乗じ、更に1ワラント当たり原資産数を乗じた金額（権利行使価格が日本円以外の場合はこれに為替のスポットレートを乗じたもの）に7円を加算した金額を受取る。または、マイナス3倍トラッカーを満期日まで保有し、オプションの自動行使に基づき満期参照原資産価格から権利行使価格を差し引いた額にマイナス3を乗じ、更に1ワラント当たり原資産数を乗じた金額（権利行使価格が日本円以外の場合はこれに為替のスポットレートを乗じたもの）に5円を加算した金額を受取る。この金額が0円以下の場合は0円となり、この場合、レバレッジトラッカーの買付代金全額が損失となる。ただし、自動ロスカットが実行された場合は、eワラントMMが定める1円以下の固定金額を受取る。

(3) トラッカーの価格は、通常のeワラントに比べると一般に対象原資産の価格により近い動きをする（レバレッジトラッカーを除く）が、任意の二時点間において対象原資産の価格に連動するものではない。また、トラッカーの価格は、対象原資産の価格に1ワラント当たり原資産数と為替スポットレート（権利行使価格が日本円以外の場合）を乗じた数値とは一般に乖離している。なお、トラッカーは償還期限のあるカバードワラントであり、株式投資信託、株価指数連動型上場投資信託（ETF）又は株式とは異なる商品である。

(4) eワラントMMがトラッカーの価格計算に用いる計算式はブラック・ショールズ計算式又はブラック計算式と必ずしも同一であるとは限らない。更に、価格変動要因（トラッカーの場合は下記「第2 外国証券売出しに関する特別記載事項」「4. トラッカーに関する情報」の「その他のトラッカー共通特記事項」に定める「管理コスト」を含む）の将来における数値等の予想を行うことは困難なため、投資家において将来のトラッカーの価格変動を予想することは極めて困難であることを認識する必要がある。また、投資シミュレーター等では将来のトラッカー価格変動について予測することは困難である。

トラッカーの価格変動リスク

レバレッジトラッカー以外のトラッカーを満期日まで保有した場合、満期参照原資産価格が権利行使価格を超えている部分に関してその差額を受取る（この金額は1ワラント当たり原資産数によって調整される。権利行使価格が日本円以外の場合はこれに為替スポットレートを乗じた金額）。レバレッジトラッカーを満期日まで保有した場合、満期参照原資産価格から権利行使価格を差し引いた額にプラス5（マイナス3倍トラッカーの場合はマイナス3）を乗じた金額（この金額は1ワラント当たり原資産数によって調整される。権利行使価格が日本円以外の場合はこれに為替スポットレートを乗じた金額）に7円（マイナス3倍トラッカーの場合は5円）を加算した金額を受取る。この金額が0円以下の場合は0円となり、この場合、レバレッジトラッカーの買付代金全額が損失となる。なお、レバレッジトラッカーは自動ロスカットが実行された場合には、1円以下の金額となる。

トラッカーの価格は、eワラントに比べると一般に対象原資産の価格により近い動きをする（レバレッジトラッカーを除く）が、任意の二時点間において対象原資産の価格に連動するものではない。また、金利水準、満期日までの予想受取配当金、対象原資産の貸株料、コモディティリンク債を対象とする場合の保管料、減耗、リースレート等の変動によって、対象原資産に対する投資収益率の前提が変化した場合には、トラッカーの価格も影響を受ける。これはトラッカーの価格が、対象原資産の現時点における価格ではなく満期日における先渡価格（フォワード価格）に基づいているためである。従って、例えば満期日までの予想受取配当金が上方修正されたにも関わらず、対象原資産の価格が変化しなかった場合には、先渡価格が下落し、その結果トラッカーの価格が下落することがある。金利水準、満期日までの予想受取配当金、対象原資産の貸株料及びコモディティリンク債を対象とする場合の保管料、減耗、リースレート等の変化は、トラッカーで満期日までの期間の長いものについて特に影響を与える可能性が高い。なお、貸株料とは株券貸借市場における株券の調達コストをいい、信用取引にかかる品貸料又は信用取引貸借料とは異なる。

計算代理人は、通常の市場環境においてトラッカーの販売価格・買取価格の提示を行うが、提示価格での取引を保証するものではない。

● 価格変動要因のうち参照原資産価格のみが上昇すると（マイナス3倍トラッカー以外の）トラッカーの価格は上昇し、マイナス3倍トラッカーの価格は下落する。また参照原資産価格のみが下落すると（マイナス3倍トラッカー以外の）トラッカーの価格は下落し、マイナス3倍トラッカーの価格は上昇する。

● 価格変動要因のうち時間の経過のみを考慮した場合、時間が経過することによってトラッカーの価格は管理コスト相当分減少する。

● 上記は価格変動要因が変化した際の一般的な変動についての記述であってその影響の程度は各種条件により異なり、例外がありうることを認識する必要がある。

以上に加え、トラッカーの発行会社又はその関連企業がヘッジ取引（トラッカーの対象原資産の株式の売買及びオプション取引等）を行うことによってトラッカーの対象原資産の価格及び市場のボラティリティ等その他の価格変動要因に影響を与え（あるいは影響を与えると予見され）、ひいてはトラッカー自身の価格に影響を与えることがある。なお、トラッカーには満期日がありトラッカーをその時点まで保有していた場合においては必ず損益が実現されるが、以下に例示するように、当該ヘッジ取引によって特に満期日における対象原資産の価格及びその他の価格変動要因が影響を受け、トラッカー

保持者の損益に影響を及ぼす可能性がある。

● トラッカーのヘッジ目的で保有されていた対象原資産等が満期日に売却されることにより対象原資産等の価格が下落する。

● マイナス3倍トラッカーのヘッジ目的で売却（ショート）されていた対象原資産が満期日に買い戻されることにより対象原資産の価格が上昇する。

なお、トラッカーを購入しても金利や配当の受取りは発生しない点に注意を要する。また、国外の原資産を対象とする場合には外国為替リスクが存在し、外国為替レート変動の影響によりトラッカーの価格が変動する。

その他のトラッカー共通の特記事項

● 満期前強制買戻し：トラッカーは一般に発行時点における満期日までの残存期間が長く、また一般には投資が必ずしも容易ではない投資対象を対象原資産とすることがある。このため、発行会社が満期日までの間に満期前強制買戻しを決定する可能性がその他の本ワラントよりも一般に高い。この場合、計算代理人が定める日及び方法を以て強制的に買戻しが行われる。

● 管理コスト：トラッカーの購入価格には年率で計算された管理コストが予め織り込まれている。これは保有期間に応じて投資家が負担する間接的なコストとなる。また、管理コストは計算時点におけるマーケット・メーカーのヘッジコスト（金利水準、ヘッジ対象の流動性、資金調達コスト等を含む）の予想に基づいて設定され、購入時点によって異なる可能性がある。

レバレッジトラッカーに関する注意

レバレッジトラッカーは、以下の点に特に注意が必要である。

● 満期参照原資産価格に用いる対象原資産の価格：レバレッジトラッカーの満期参照原資産価格は、満期日における対象原資産の始値をいう（ただし、バスケットレバレッジトラッカー、金リンク債を対象原資産とするレバレッジトラッカー（以下、「金のレバレッジトラッカー」）、銀リンク債を対象原資産とするレバレッジトラッカー（以下、「銀のレバレッジトラッカー」）、プラチナリンク債を対象原資産とするレバレッジトラッカー（以下、「プラチナのレバレッジトラッカー」）及び国内上場投資信託（国内ETF）リンク債を対象原資産とするレバレッジトラッカー（以下、「国内ETFレバレッジトラッカー」）を除く）。

● レバレッジトラッカーの取引価格の計算には計算日から満期日までの期間に対応する予想受取配当金等が用いられている。特に配当権利落ちに伴う予想受取配当金修正基準日後においては年率換算の配当利回りが大きく変化する場合はある。このため、レバレッジトラッカーの買取価格の変動幅は、対象原資産の変動幅に1ワラント当たり原資産数を乗じた額のプラス5倍またはマイナス3倍に連動しないことがある。また、買取価格が一度でも1円を下回った場合、自動ロスカットにより満期決済金額が確定かつ固定され、1円以下での固定価格による買取のみが行われる。なお、自動ロスカットが実行される前段階として、買取価格が2円を下回った場合は、原則として、新規の販売を停止して買取のみを受け付ける。更に、あくまで基準とする価格からの変動幅（値幅）への連動を目指すものであるため、レバレッジトラッカーの買取価格の変動率は、対象原資産の変動率のプラス5倍またはマイナス3倍にはならないことにも注意が必要である。

● レバレッジトラッカーのワラントレバレッジはプラス5倍またはマイナス3倍に必ずしも一致しない。一般的に、プラス5倍トラッカー及びマイナス3倍トラッカーのワラントレバレッジは取引価格が上昇すると低下し、取引価格が低下すると上昇する。

金のレバレッジトラッカーに関する注意

金のレバレッジトラッカーは、上記「レバレッジトラッカーに関する注意」に加え、以下の点に特に注意が必要である。

● 満期参照原資産価格：金のレバレッジトラッカーにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日のロンドンAMフィッシングにおける1トロイオンス当たりの米ドル建純金価格を基に算出された対象原資産（金リンク債）の価格をいう。なお、金のレバレッジトラッカーの満期決済金額算出時に用いる為替レートは、現地時間における満期参照原資産価格算出時の為替スポットレートとする。

● 外国為替相場の影響：金リンク債の原資産である金価格は米ドルが取引通貨となっているため、金のレバレッジトラッカーの価格は米ドルの対円外国為替相場の影響を受けることに注意が必要である。

● 商品先物価格、商品先渡価格と現物価格：商品先物価格及び商品先渡価格は、需給バランスの変化、投機、金利、保管料、減耗、リースレートの変動等の様々な要因によって影響を受け、現物価格よりも高くなる場合も低くなる場合もある。特に満期日までの残存期間が長く、現物価格と商品先物価格及び商品先渡価格の乖離が大きい場合においては、投資のパフォーマンスが大きく異なる結果となる可能性がある。

● 商品価格（商品先物価格及び商品先渡価格を含む）の変動要因：商品の取引価格は、株式投資の際には必ずしも注目されないような原因によっても変動しうる。過去には株式のパフォーマンスとの相関が低いと考えられる場合もあるが、過去の価格変動は将来の価格変動を保証するものではなく、将来の価格変動も株式のパフォーマンスとの相関が低いとは限らない。

銀のレバレッジトラッカーに関する注意

銀のレバレッジトラッカーは、上記「レバレッジトラッカーに関する注意」に加え、以下の点に特に注意が必要である。

- **満期参照原資産価格：**銀のレバレッジトラッカーにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日のロンドンフィキシングにおける1トロイオンス当たりの米ドル建純銀価格を基に算出された対象原資産（銀リンク債）の価格をいう。なお、銀のレバレッジトラッカーの満期決済金額算出時に用いる為替レートは、現地時間における満期参照原資産価格算出時の為替スポットレートとする。
- **外国為替相場の影響：**銀リンク債の原資産である銀価格は米ドルが取引通貨となっているため、銀のレバレッジトラッカーの価格は米ドルの対円外国為替相場の影響を受けることに注意が必要である。
- **商品先物価格、商品先渡価格と現物価格：**商品先物価格及び商品先渡価格は、需給バランスの変化、投機、金利、保管料、減耗、リースレートの変動等の様々な要因によって影響を受け、現物価格よりも高くなる場合も低くなる場合もある。特に満期日までの残存期間が長く、現物価格と商品先物価格及び商品先渡価格の乖離が大きい場合においては、投資のパフォーマンスが大きく異なる結果となる可能性がある。
- **商品価格（商品先物価格及び商品先渡価格を含む）の変動要因：**商品の取引価格は、株式投資の際には必ずしも注目されないような原因によっても変動しうる。過去には株式のパフォーマンスとの相関が低いと考えられる場合もあるが、過去の価格変動は将来の価格変動を保証するものではなく、将来の価格変動も株式のパフォーマンスとの相関が低いとは限らない。

プラチナのレバレッジトラッカーに関する注意

プラチナのレバレッジトラッカーは、上記「レバレッジトラッカーに関する注意」に加え、以下の点に特に注意が必要である。

- **満期参照原資産価格：**プラチナのレバレッジトラッカーにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日のロンドン PM フィキシングにおける1トロイオンス当たりの米ドル建純プラチナ価格を基に算出された対象原資産（プラチナリンク債）の価格をいう。なお、プラチナのレバレッジトラッカーの満期決済金額算出時に用いる為替レートは、現地時間における満期参照原資産価格算出時の為替スポットレートとする。
- **外国為替相場の影響：**プラチナリンク債の原資産であるプラチナ価格は米ドルが取引通貨となっているため、プラチナのレバレッジトラッカーの価格は米ドルの対円外国為替相場の影響を受けることに注意が必要である。
- **商品先物価格、商品先渡価格と現物価格：**商品先物価格及び商品先渡価格は、需給バランスの変化、投機、金利、保管料、減耗、リースレートの変動等の様々な要因によって影響を受け、現物価格よりも高くなる場合も低くなる場合もある。特に満期日までの残存期間が長く、現物価格と商品先物価格及び商品先渡価格の乖離が大きい場合においては、投資のパフォーマンスが大きく異なる結果となる可能性がある。
- **商品価格（商品先物価格及び商品先渡価格を含む）の変動要因：**商品の取引価格は、株式投資の際には必ずしも注目されないような原因によっても変動しうる。過去には株式のパフォーマンスとの相関が低いと考えられる場合もあるが、過去の価格変動は将来の価格変動を保証するものではなく、将来の価格変動も株式のパフォーマンスとの相関が低いとは限らない。

国内ETF レバレッジトラッカーに関する注意

国内ETF レバレッジトラッカーは、上記「レバレッジトラッカーに関する注意」に加え、以下の点に特に注意が必要である。

- **満期参照原資産価格：**国内ETF レバレッジトラッカーにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日の当該ETFの始値を基に算出された対象原資産（国内ETFリンク債）の価格をいう。

第3 対象原資産に関する情報

1. 円建外貨リンク債

円建米ドルリンク債

第1回円建米ドルリンク債

a) 発行者の企業情報

第一部を参照

b) その他重要な情報

ア. 債券の内容

本債券はeワラント・ファンドが発行する、円建ゼロクーポン債であり、本債券は発行条件の定められた条項により、米ドルの対円相場（円/米ドル）に概ね連動する投資成果を目的としている。

発行会社： eワラント・ファンド

保証者： 本債券に係る保証会社はない。
発行日： 2011 年 12 月 9 日
満期日： 2020 年 12 月 30 日
発行価格： 77.72 円
発行総額： 7,772,000 円
クーポン： 0%

イ. 当該債券価格と米ドル為替レートの推移

当該債券価格推移に関しては別表 6-1-a を参照。
円/米ドル為替レートに関しては別表 6-1-b を参照。

2. コモディティリンク債

(1) WTI 原油先物リンク債

① 2020 年 9 月限月 WTI 原油先物リンク債

a) 発行者の企業情報

第一部を参照

b) その他重要な情報

ア. 債券の内容

本債券は e フラント・ファンドが発行する、米ドル建ゼロクーポン債であり、本債券は発行条件の定められた条項により、WTI 原油先物のうち活発に取引されている限月の価格から e フラント・インターナショナル・リミテッドが合理的に計算した 2020 年 9 月限月の WTI 原油先物価格の理論値に概ね連動する投資成果を目的としている。

発行会社： e フラント・ファンド

保証者： 本債券に係る保証会社はない。

発行日： 2019 年 6 月 28 日

満期日： 2020 年 8 月 20 日

発行価格： 51.52 米ドル

発行総額： 5,152,000 米ドル

クーポン： 0%

イ. 当該債券価格と 2020 年 9 月限月の WTI 原油先物価格推移

当該債券価格推移に関しては別表 6-2-a を参照。
2020 年 9 月限月 WTI 原油先物価格推移に関しては別表 6-2-b を参照。

② 2020 年 12 月限月 WTI 原油先物リンク債

a) 発行者の企業情報

第一部を参照

b) その他重要な情報

ア. 債券の内容

本債券は e フラント・ファンドが発行する、米ドル建ゼロクーポン債であり、本債券は発行条件の定められた条項により、WTI 原油先物のうち活発に取引されている限月の価格から e フラント・インターナショナル・リミテッドが合理的に計算した 2020 年 12 月限月の WTI 原油先物価格の理論値に概ね連動する投資成果を目的としている。

発行会社： e フラント・ファンド

保証者： 本債券に係る保証会社はない。

発行日： 2020 年 7 月 24 日

満期日： 2020 年 11 月 20 日

発行価格： 39.69 米ドル

発行総額： 3,969,000 米ドル

クーポン： 0%

イ. 当該債券価格と 2020 年 12 月限月の WTI 原油先物価格推移

当該債券価格推移に関しては別表 6-3-a を参照。
2020 年 12 月限月 WTI 原油先物価格推移に関しては別表 6-3-b を参照。

(2) 金リンク債

第 3 回金リンク債

a) 発行者の企業情報

第一部を参照

b) その他重要な情報

ア. 債券の内容

本債券はeワラント・ファンドが発行する、米ドル建ゼロクーポン債であり、本債券は発行条件の定められた条項により、ロンドン AM フィキシングにおける1トロイオンス当たりの米ドル建純金価格に概ね連動する投資成果を目的としている。

発行会社： eワラント・ファンド
保証者： 本債券に係る保証会社はない。
発行日： 2019年3月22日
満期日： 2030年12月30日
発行価格： 1,286.00米ドル
発行総額： 128,600,000米ドル
クーポン： 0%

イ. 当該債券価格とロンドン AM フィキシング純金価格推移

当該債券価格推移に関しては別表 6-4-a を参照。

ロンドン AM フィキシング純金価格推移に関しては別表 6-4-b を参照。

(3) 銀リンク債

第1回銀リンク債

a) 発行者の企業情報

第一部を参照

b) その他重要な情報

ア. 債券の内容

本債券はeワラント・ファンドが発行する、米ドル建ゼロクーポン債であり、本債券は発行条件の定められた条項により、ロンドンフィキシングにおける1トロイオンス当たりの米ドル建純銀価格に概ね連動する投資成果を目的としている。

発行会社： eワラント・ファンド
保証者： 本債券に係る保証会社はない。
発行日： 2020年7月24日
満期日： 2030年12月31日
発行価格： 19.01米ドル
発行総額： 1,901,000米ドル
クーポン： 0%

イ. 当該債券価格とロンドンフィキシング純金価格推移

当該債券価格推移に関しては別表 6-5-a を参照。

ロンドンフィキシング純金価格推移に関しては別表 6-5-b を参照。

(4) プラチナリンク債

第3回プラチナリンク債

a) 発行者の企業情報

第一部を参照

b) その他重要な情報

ア. 債券の内容

本債券はeワラント・ファンドが発行する、米ドル建ゼロクーポン債であり、本債券は発行条件の定められた条項によりロンドン PM フィキシングにおける1トロイオンス当たりの米ドル建純プラチナ価格に概ね連動する投資成果を目的としている。

発行会社： eワラント・ファンド
保証者： 本債券に係る保証会社はない
発行日： 2019年3月22日
満期日： 2030年12月30日
発行価格： 836.75米ドル
発行総額： 83,675,000米ドル
クーポン： 0%

イ. 当該債券価格とロンドン PM フィキシング純プラチナ価格推移

当該債券価格推移に関しては別表 6-6-a を参照。

ロンドン PM フィキシング純プラチナ価格推移に関しては別表 6-6-b を参照。

5. その他リンク債

(1) 上場投資信託 (ETF) リンク債

① 野村日経 225 ダブルインバース ETF リンク債

a) 発行者の企業情報

第一部を参照

b) その他重要な情報

ア. 債券の内容

本債券は e フラント・ファンドが発行する、円建ゼロクーポン債であり、本債券は発行条件の定められた条項により、野村日経 225 ダブルインバース ETF に概ね連動する投資成果を目的としている。

発行会社： e フラント・ファンド

保証者： 本債券に係る保証会社はない。

発行日： 2020 年 7 月 24 日

満期日： 2030 年 12 月 31 日

発行価格： 775 円

発行総額： 77,500,000 円

クーポン： 0%

イ. 当該債券価格と野村日経 225 ダブルインバース ETF 価格推移

当該債券価格推移に関しては別表 6-7-a を参照。

野村日経 225 ダブルインバース ETF 価格推移に関しては別表 6-7-b を参照。

② 野村 NY ダウ 30 連動 ETF リンク債

a) 発行者の企業情報

第一部を参照

b) その他重要な情報

ア. 債券の内容

本債券は e フラント・ファンドが発行する、円建ゼロクーポン債であり、本債券は発行条件の定められた条項により、野村 NY ダウ 30 連動 ETF に概ね連動する投資成果を目的としている。

発行会社： e フラント・ファンド

保証者： 本債券に係る保証会社はない。

発行日： 2020 年 7 月 24 日

満期日： 2030 年 12 月 31 日

発行価格： 27,360 円

発行総額： 2,736,000,000 円

クーポン： 0%

イ. 当該債券価格と野村 NY ダウ 30 連動 ETF 価格推移

当該債券価格推移に関しては別表 6-8-a を参照。

野村 NY ダウ 30 連動 ETF 価格推移に関しては別表 6-8-b を参照。

③ 野村日経 225 レバレッジ ETF リンク債

a) 発行者の企業情報

第一部を参照

b) その他重要な情報

ア. 債券の内容

本債券は e フラント・ファンドが発行する、円建ゼロクーポン債であり、本債券は発行条件の定められた条項により、野村日経 225 レバレッジ ETF に概ね連動する投資成果を目的としている。

発行会社： e フラント・ファンド

保証者： 本債券に係る保証会社はない。

発行日： 2019 年 11 月 29 日

満期日： 2030 年 12 月 31 日

発行価格： 21,910 円

発行総額： 2,191,000,000 円

クーポン： 0%

イ. 当該債券価格と野村日経 225 レバレッジ ETF 価格推移

当該債券価格推移に関しては別表 6-9-a を参照。

野村日経 225 レバレッジ ETF 価格推移に関しては別表 6-9-b を参照。

第 4 指数等の情報

1. 当該指数の情報の開示を必要とする理由

本ワラント中株価指数 e ワラント、株価指数トラッカーに関し、開示を必要とする指数は、株価指数 e ワラント、株価指数トラッカーの対象株価指数である日経 225 指数（「日経平均」）、韓国 200 種株価指数及び 5G 関連株バスケットである。株価指数 e ワラント コール型（プット型）、株価指数トラッカーについては、満期日に対象株価指数の市場価格が権利行使価格を上回る（下回る）場合に行使され、発行会社は本ワラント所持人に対して満期決済金額を支払う。満期決済金額は、日経平均を対象とする株価指数 e ワラント コール型（プット型）及び株価指数トラッカーの場合は、等価ワラント数につき、市場価格が権利行使価格を上回る（下回る）金額、韓国 200 種株価指数を対象とする株価指数 e ワラント コール型（プット型）の場合は、等価ワラント数につき、市場価格が権利行使価格を上回る（下回る）ポイント数を 1 ポイント 1 韓国ウォンとして円換算した金額である。従って、上記の株価指数に関する指数の情報は本ワラントの投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす。

2. 当該指数の推移

(1) 日経平均

最近 5 年間及び最近 6 ヶ月の日経平均の最高・最低値に関しては別表 6-10-a 及び 6-10-b を参照。

日経平均の説明

日経平均株価（日経平均）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体及び日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有する。

「日経」及び日経平均を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属する。本ワラントは、発行会社の責任のもとで組成・運用・販売されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、本ワラントを保証するものではなく、本ワラントに関して、一切の責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他、日経平均の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

(2) 韓国 200 種株価指数

最近 5 年間及び最近 6 ヶ月の韓国 200 種株価指数の最高・最低値に関しては別表 6-11-a 及び 6-11-b を参照。

韓国 200 種株価指数の説明

韓国 200 種株価指数は、韓国証券先物取引所上場の主要 200 銘柄からなる時価総額加重平均指数である。採用銘柄は定期的な銘柄入替及び採用銘柄の統合や上場廃止等の変更を考慮して入替が行われる。基準日を 1990 年 1 月 3 日とし、この日の時価総額を 100 として算出される。

韓国 200 種株価指数ライセンス契約にかかる免責事項

The “KOSPI 200 Index” is a product of S&P Dow Jones Indices LLC or its affiliates (“SPDJI”) and Korea Exchange, Inc. (“KRX”), and has been licensed for use by eWarrant Fund Ltd. (“EWF”). Standard & Poor’ s® and S&P® are registered trademarks of Standard & Poor’ s Financial Services LLC (“S&P”) and Dow Jones® is a registered trademark of Dow Jones Trademark Holdings LLC (“Dow Jones”). KOSPI 200 Index is a trademark of KRX. The trademarks have been licensed to SPDJI and have been sublicensed for use for certain purposes by EWF. The Warrant(s) are not sponsored, endorsed, sold or promoted by SPDJI, Dow Jones, S&P, any of their respective affiliates (collectively, “S&P Dow Jones Indices”) or KRX. Neither S&P Dow Jones Indices nor KRX make any representation or warranty, express or implied, to the owners of the Warrant(s) or any member of the public regarding the advisability of investing in securities generally or in Warrant(s) particularly or the ability of the KOSPI 200 Index to track general market performance. S&P Dow Jones Indices [and KRX] only relationship to EWF with respect to the KOSPI 200 Index is the licensing of the Index and certain trademarks, service marks and/or trade names of S&P Dow Jones Indices and/or its licensors. The KOSPI 200 Index is determined, composed and calculated by S&P Dow Jones Indices or KRX without regard to EWF or the Warrant(s). S&P Dow Jones Indices

and KRX have no obligation to take the needs of EWF or the owners of Warrant(s) into consideration in determining, composing or calculating the KOSPI 200 Index. Neither S&P Dow Jones Indices nor KRX are responsible for and have not participated in the determination of the prices, and amount of Warrant(s) or the timing of the issuance or sale of Warrant(s) or in the determination or calculation of the equation by which Warrant(s) are to be converted into cash, surrendered or redeemed, as the case may be. S&P Dow Jones Indices and KRX have no obligation or liability in connection with the administration, marketing or trading of Warrant(s). There is no assurance that investment products based on the KOSPI 200 Index will accurately track index performance or provide positive investment returns. S&P Dow Jones Indices LLC is not an investment advisor. Inclusion of a security within an index is not a recommendation by S&P Dow Jones Indices to buy, sell, or hold such security, nor is it considered to be investment advice.

NEITHER S&P DOW JONES INDICES NOR KRX GUARANTEES THE ADEQUACY, ACCURACY, TIMELINESS AND/OR THE COMPLETENESS OF THE KOSPI 200 INDEX OR ANY DATA RELATED THERETO OR ANY COMMUNICATION, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO, ORAL OR WRITTEN COMMUNICATION (INCLUDING ELECTRONIC COMMUNICATIONS) WITH RESPECT THERETO. S&P DOW JONES INDICES AND KRX SHALL NOT BE SUBJECT TO ANY DAMAGES OR LIABILITY FOR ANY ERRORS, OMISSIONS, OR DELAYS THEREIN. S&P DOW JONES INDICES AND KRX MAKES NO EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, AND EXPRESSLY DISCLAIMS ALL WARRANTIES, OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR USE OR AS TO RESULTS TO BE OBTAINED BY EWF, OWNERS OF THE WARRANT(S), OR ANY OTHER PERSON OR ENTITY FROM THE USE OF THE KOSPI 200 INDEX OR WITH RESPECT TO ANY DATA RELATED THERETO. WITHOUT LIMITING ANY OF THE FOREGOING, IN NO EVENT WHATSOEVER SHALL S&P DOW JONES INDICES OR KRX BE LIABLE FOR ANY INDIRECT, SPECIAL, INCIDENTAL, PUNITIVE, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES INCLUDING BUT NOT LIMITED TO, LOSS OF PROFITS, TRADING LOSSES, LOST TIME OR GOODWILL, EVEN IF THEY HAVE BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES, WHETHER IN CONTRACT, TORT, STRICT LIABILITY, OR OTHERWISE. THERE ARE NO THIRD PARTY BENEFICIARIES OF ANY AGREEMENTS OR ARRANGEMENTS BETWEEN S&P DOW JONES INDICES AND EWF, OTHER THAN THE LICENSORS OF S&P DOW JONES INDICES.

本資料は2020年7月21日時点のリフィニティブ、ブルームバーグ、EDINETで閲覧可能な情報等を基に作成されており、本資料に掲載されている内容の著作権は、原則としてeワラントMMに帰属する。なお、本外国証券情報及び銘柄一覧におけるGOOG（アルファベット）はAlphabetInc（アルファベット社）が発行するクラスC株式（GOOG.OQ、議決権なし）を指し、クラスA株式（GOOGL.OQ、議決権あり）とは異なる。

本資料を無断で複製、翻訳、翻案、公衆送信、出版、販売、貸与等を行うことは、方法の如何を問わず固く禁じる。

© Copyright 2020, eWarrant Japan Securities K.K. All rights reserved.

＜別表1＞ 銘柄の詳細 株価指数oフロント

銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額
KOSPI2 C-282	2020年07月02日	412,500 円	KOSPI2 C-283	2020年07月02日	201,000 円	KOSPI2 C-284	2020年07月30日	912,500 円	KOSPI2 C-285	2020年07月30日	402,500 円
KOSPI2 C-286	2020年07月30日	167,500 円	KOSPI2 C-287	2020年07月30日	62,500 円	KOSPI2 P-276	2020年07月02日	367,500 円	KOSPI2 P-277	2020年07月02日	583,500 円
KOSPI2 P-278	2020年07月30日	175,000 円	KOSPI2 P-279	2020年07月30日	287,500 円	KOSPI2 P-280	2020年07月30日	492,500 円	KOSPI2 P-281	2020年07月30日	852,500 円
日経平均 C-1697	2020年06月29日	10,360,000 円	日経平均 C-1709	2020年06月29日	7,760,000 円	日経平均 C-1720	2020年06月29日	5,520,000 円	日経平均 C-1721	2020年06月29日	5,960,000 円
日経平均 C-1723	2020年06月29日	7,080,000 円	日経平均 C-1726	2020年06月29日	8,480,000 円	日経平均 C-1732	2020年06月29日	3,840,000 円	日経平均 C-1733	2020年06月29日	4,440,000 円
日経平均 C-1734	2020年06月29日	6,120,000 円	日経平均 C-1737	2020年06月29日	6,520,000 円	日経平均 C-1743	2020年06月29日	2,240,000 円	日経平均 C-1744	2020年06月29日	2,580,000 円
日経平均 C-1746	2020年06月29日	3,520,000 円	日経平均 C-1749	2020年06月29日	4,800,000 円	日経平均 C-1756	2020年06月29日	1,760,000 円	日経平均 C-1757	2020年06月29日	2,240,000 円
日経平均 C-1768	2020年06月29日	3,440,000 円	日経平均 C-1767	2020年06月29日	800,000 円	日経平均 C-1769	2020年06月29日	1,360,000 円	日経平均 C-1772	2020年06月29日	2,240,000 円
日経平均 C-1778	2020年06月29日	520,000 円	日経平均 C-1779	2020年06月29日	760,000 円	日経平均 C-1782	2020年06月29日	1,520,000 円	日経平均 C-1788	2020年06月29日	160,000 円
日経平均 C-1790	2020年06月29日	400,000 円	日経平均 C-1793	2020年06月29日	960,000 円	日経平均 C-1799	2020年06月29日	120,000 円	日経平均 C-1800	2020年06月29日	240,000 円
日経平均 C-1803	2020年06月29日	600,000 円	日経平均 C-1809	2020年06月29日	120,000 円	日経平均 C-1810	2020年06月29日	360,000 円	日経平均 C-1814	2020年06月29日	240,000 円
日経平均 P-1412	2020年06月29日	3,760,000 円	日経平均 P-1418	2020年06月29日	2,920,000 円	日経平均 P-1419	2020年06月29日	3,480,000 円	日経平均 P-1422	2020年06月29日	4,520,000 円
日経平均 P-1428	2020年06月29日	2,920,000 円	日経平均 P-1429	2020年06月29日	3,280,000 円	日経平均 P-1431	2020年06月29日	4,280,000 円	日経平均 P-1434	2020年06月29日	5,440,000 円
日経平均 P-1440	2020年06月29日	3,760,000 円	日経平均 P-1441	2020年06月29日	4,560,000 円	日経平均 P-1442	2020年06月29日	5,240,000 円	日経平均 P-1445	2020年06月29日	6,520,000 円
日経平均 P-1451	2020年06月29日	4,880,000 円	日経平均 P-1452	2020年06月29日	5,280,000 円	日経平均 P-1454	2020年06月29日	6,400,000 円	日経平均 P-1457	2020年06月29日	7,760,000 円
日経平均 P-1463	2020年06月29日	6,240,000 円	日経平均 P-1464	2020年06月29日	7,120,000 円	日経平均 P-1465	2020年06月29日	7,840,000 円	日経平均 P-1468	2020年06月29日	9,280,000 円
日経平均 P-1474	2020年06月29日	3,000,000 円	日経平均 P-1475	2020年06月29日	8,440,000 円	日経平均 P-1477	2020年06月29日	9,560,000 円	日経平均 P-1480	2020年06月29日	11,000,000 円
日経平均 P-1487	2020年06月29日	10,920,000 円	日経平均 P-1488	2020年06月29日	11,600,000 円	日経平均 P-1481	2020年06月29日	13,040,000 円	日経平均 P-1498	2020年06月29日	13,080,000 円
日経平均 P-1500	2020年06月29日	14,000,000 円	日経平均 P-1503	2020年06月29日	15,360,000 円	日経平均 P-1510	2020年06月29日	16,240,000 円	日経平均 P-1511	2020年06月29日	16,760,000 円
日経平均 P-1514	2020年06月29日	17,960,000 円	日経平均 P-1521	2020年06月29日	19,280,000 円						

＜別表2＞ 銘柄の詳細 為替oフロント

銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額
米ドル C-1128	2020年07月02日	1,248,000 円	米ドル C-1129	2020年07月02日	1,085,500 円	米ドル C-1130	2020年07月02日	942,500 円	米ドル C-1131	2020年07月02日	806,000 円
米ドル C-1132	2020年07月02日	689,000 円	米ドル C-1133	2020年07月30日	485,000 円	米ドル C-1134	2020年07月30日	665,000 円	米ドル C-1135	2020年07月30日	345,000 円
米ドル C-1136	2020年07月30日	530,000 円	米ドル C-1137	2020年07月30日	240,000 円	米ドル C-1138	2020年07月30日	410,000 円	米ドル C-1139	2020年07月30日	360,000 円
米ドル C-1140	2020年07月30日	315,000 円	米ドル C-1141	2020年07月30日	105,000 円	米ドル C-1142	2020年07月30日	235,000 円	米ドル C-1143	2020年07月30日	70,000 円
米ドル C-1144	2020年07月30日	190,000 円	米ドル C-1145	2020年07月30日	45,000 円	米ドル C-1146	2020年07月30日	135,000 円	米ドル P-988	2020年07月02日	565,500 円
米ドル P-989	2020年07月02日	676,000 円	米ドル P-990	2020年07月02日	799,500 円	米ドル P-991	2020年07月02日	938,000 円	米ドル P-992	2020年07月02日	1,085,500 円
米ドル P-993	2020年07月30日	130,000 円	米ドル P-994	2020年07月30日	290,000 円	米ドル P-995	2020年07月30日	165,000 円	米ドル P-996	2020年07月30日	340,000 円
米ドル P-997	2020年07月30日	220,000 円	米ドル P-998	2020年07月30日	405,000 円	米ドル P-999	2020年07月30日	290,000 円	米ドル P-1000	2020年07月30日	485,000 円
米ドル P-1001	2020年07月30日	380,000 円	米ドル P-1002	2020年07月30日	585,000 円	米ドル P-1003	2020年07月30日	495,000 円	米ドル P-1004	2020年07月30日	695,000 円
米ドル P-1005	2020年07月30日	635,000 円	米ドル P-1006	2020年07月30日	825,000 円						

＜別表3＞ 銘柄の詳細 コモディティoフロント

銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額
WT120-09 C-8	2020年07月02日	2,690,000 円	WT120-09 C-9	2020年07月02日	1,190,000 円	WT120-09 P-6	2020年07月02日	260,000 円	WT120-09 P-7	2020年07月02日	720,000 円
WT120-12 C-1	2020年07月30日	1,080,000 円	WT120-12 C-2	2020年07月30日	300,000 円	WT120-12 C-3	2020年07月30日	60,000 円	WT120-12 P-1	2020年07月30日	20,000 円
WT120-12 P-2	2020年07月30日	280,000 円	WT120-12 C-3	2020年07月30日	1,240,000 円	金 C-274	2020年07月02日	310,000 円	金 C-275	2020年07月02日	128,000 円
金 C-276	2020年07月30日	2,300,000 円	金 C-277	2020年07月30日	1,230,000 円	金 C-278	2020年07月30日	610,000 円	金 P-232	2020年07月02日	292,000 円
金 P-233	2020年07月02日	536,000 円	金 P-234	2020年07月30日	400,000 円	金 P-235	2020年07月30日	890,000 円	金 P-236	2020年07月30日	1,970,000 円

＜別表4＞ 銘柄の詳細 為替oロビン

銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額
米ドル NP-1276	2020年07月02日	171,000 円	米ドル NP-1277	2020年07月02日	170,600 円	米ドル NP-1278	2020年07月30日	216,800 円	米ドル NP-1279	2020年07月30日	345,600 円
米ドル NP-1280	2020年07月30日	258,200 円									

＜別表5＞ 銘柄の詳細 トラッカー

銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額	銘柄コード	発行日	発行価格の総額
E1357 +5倍 TR-1	2020年07月30日	45,515,000 円	E1546 +5倍 TR-1	2020年07月30日	36,180,000 円	E1546 +3倍 TR-1	2020年07月30日	39,325,000 円			
E1570 +5倍 TR-3	2020年07月02日	33,180,000 円	E1570 +5倍 TR-4	2020年07月30日	37,940,000 円	ブラチナ +5倍 TR-5	2020年02月27日	1,328,500,000 円			
ブラチナ +5倍 TR-6	2020年07月30日	16,802,000 円	ブラチナ +3倍 TR-5	2020年02月27日	643,000,000 円	ブラチナ +3倍 TR-6	2020年07月30日	18,340,000 円			
金 +5倍 TR-21	2020年07月30日	14,200,000 円	金 +3倍 TR-15	2020年07月30日	14,320,000 円	銀 +5倍 TR-1	2020年07月30日	28,510,000 円			
銀 +3倍 TR-1	2020年07月30日	30,328,000 円	日経平均 +5倍 TR-38	2020年07月23日	1,411,500,000 円	日経平均 +5倍 TR-39	2020年07月23日	1,161,500,000 円			
日経平均 +5倍 TR-40	2020年07月23日	911,500,000 円	日経平均 +5倍 TR-41	2020年03月26日	1,464,000,000 円	日経平均 +5倍 TR-42	2020年03月26日	963,500,000 円			
日経平均 +3倍 TR-38	2020年01月29日	363,500,000 円	日経平均 +3倍 TR-39	2020年01月23日	513,500,000 円	日経平均 +3倍 TR-40	2020年01月23日	663,500,000 円			
日経平均 +3倍 TR-41	2020年03月26日	1,157,500,000 円									

＜別表6-1-a＞ 円建米ドルリンク債価格推移

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	110.28 107.63	112.21 107.49	111.71 101.17	109.37 106.34	108.08 105.97	109.84 106.06

(単位:円)

＜別表6-2-a＞ 原油(WTI)2020年9月WTI原油先物リンク債価格推移

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	- -	- -	48.49 27.79	35.19 23.81	34.92 25.64	40.93 35.54

(終値ベース)(単位:米ドル)

(注)当該債券価格が入手可能な時点からの値が示されている(2020年7月21日時点)。

＜別表6-3-a＞ 原油(WTI)2020年12月WTI原油先物リンク債価格推移

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	- -	- -	- -	- -	- -	- -

(終値ベース)(単位:米ドル)

(注)当該債券価格が入手可能な時点からの値が示されている(2020年7月21日時点)。

＜別表6-4-a＞ 第3回全リンク債価格推移

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	1,583.13 1,545.31	1,666.65 1,554.20	1,684.37 1,479.45	1,742.18 1,586.93	1,744.83 1,685.73	1,760.81 1,673.27

(終値ベース)(単位:米ドル)

＜別表6-5-a＞ 第1回全リンク債価格推移

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	- -	- -	- -	- -	- -	- -

(終値ベース)(単位:米ドル)

(注)当該債券価格が入手可能な時点からの値が示されている(2020年7月21日時点)。

＜別表6-6-a＞ 第3回ブラチナリンク債価格推移

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	1,024.56 958.34	1,004.65 866.13	904.62 587.31	790.42 719.87	851.66 756.91	855.50 796.70

(終値ベース)(単位:米ドル)

＜別表6-7-a＞ 野村日経225ダウリンクETFリンク債価格推移

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	- -	- -	- -	- -	- -	- -

(終値ベース)(単位:円)

(注)当該債券価格が入手可能な時点からの値が示されている(2020年7月21日時点)。

＜別表6-8-a＞ 野村NYダウ30連動ETFリンク債価格推移

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	- -	- -	- -	- -	- -	- -

(終値ベース)(単位:円)

(注)当該債券価格が入手可能な時点からの値が示されている(2020年7月21日時点)。

＜別表6-9-a＞ 野村日経225レバレッジETFリンク債価格推移

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	23,134.07 20,938.39	22,798.02 17,094.91	17,749.70 10,283.44	15,412.19 12,157.87	18,586.73 14,882.45	20,580.03 17,945.70

(終値ベース)(単位:円)

(注)当該債券価格が入手可能な時点からの値が示されている(2020年7月21日時点)。

＜別表6-1-b＞ 円/米ドル為替レート

	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最高 最低	110.28 107.63	112.21 107.49	111.71 101.17	109.37 106.34	108.08 105.97	109.84 106.06

※円/米ドル為替レートは、当該債券計算

＜別表6-10-a＞ 最近5年間の日経平均の最高・最低値						
	年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
最近5年間の 最高・最低値	最 高 最 低	20,952.71 14,864.01	19,592.90 14,864.01	23,382.15 18,224.68	24,448.07 18,948.58	24,091.12 19,241.37

(単位:円)

＜別表6-11-a＞ 最近5年間の韓国200種の最高・最低値						
	年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
最近5年間の 最高・最低値	最 高 最 低	275.11 222.82	264.42 222.92	339.59 258.64	339.27 259.06	296.95 250.24

(単位:ポイント)

＜別表6-10-b＞ 最近6ヶ月の日経平均の最高・最低値							
	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最 高 最 低	24,115.95 22,892.95	23,995.37 20,916.40	21,719.78 16,358.19	20,365.89 17,646.50	21,955.44 19,448.93	23,185.85 21,529.83

(単位:円)

＜別表6-11-b＞ 最近6ヶ月の韓国200種の最高・最低値							
	月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
最近6ヶ月の 最高・最低値	最 高 最 低	307.54 284.53	304.43 267.23	282.05 196.27	259.67 223.60	271.44 249.95	295.68 267.95

(単位:ポイント)

本資料は2020年7月21日時点のロイター、ブルームバーグ、EDINETで閲覧可能な情報等を基に作成されており、本資料に掲載されている内容の著作権は、原則としてeフロントMMIに帰属する。

本資料を無断で複製、翻訳、翻案、公衆送信、出版、販売、貸与等を行うことは、方法の如何を問わず固く禁じる。
© Copyright 2020, eWarrant Japan Securities K.K. All rights reserved.

平成21年2月2日

カバードワラントのミストレード 及び約定取消し取引に関する規程

本規程は、カバードワラントの取引（金融商品取引所における取引を除く。以下同じ。）に際し、マーケット・メーカー（以下「MM」といいます。）及び取扱金融商品取引業者のミストレードを予防するための措置及びミストレード又は約定取消し取引が発生した場合のお客様との対応方針並びに処理手続きを予め定め、紛争を防止し、公正な価格形成と市場の健全な発展を図ることを目的とするものです。

第1章 定義

第1条（定義）

「マーケット・メーカー」とは、国内においてカバードワラントの値付けを行っている金融商品取引業者、又は国外においてカバードワラントの値付けを行っている法人又は組織との間で取引の取次ぎを行っている金融商品取引業者をいいます。

「ミストレード」とは、異常値でのカバードワラント取引をいいます。

「異常値」とは、正常価格から1ワラント当たりの金額で2円00銭、かつ正常価格の30.0%を上回って乖離した価格をいいます。

「営業日」とは、MM及び取扱金融商品取引業者の日本における営業日をいいます。

「正常価格」とは、カバード・ワラントを発行するMMが取引を意図していた当該カバード・ワラントの一定の計算式及び要因に基づき算出される理論価格（売値及び買値）をいいます。カバードワラントを発行するMMが、本来用いるべきであった所定の計算式と価格変動要因を用いて算出した価格であり、その価格での取引を意図していたカバードワラントの価格（販売価格及び買取価格）をいいます。

「再計算機関」とは、正常価格の再計算を行う法人又は組織をいいます。

「修正正常価格」とは、MMの要請により再計算機関3者が計算した正常価格の算術平均をいいます。

「対象原資産」とは、カバードワラントの対象原資産又は対象原資産がリンク債である場合はそのリンク債の対象原資産をいいます。

「約定取消し取引」とは、金融商品取引所のルール等に従い約定取消しとなった銘柄（株価指数先物取引に対して約定取消しが行われた場合、又は金融商品取引所による個別銘柄の約定取消しによって株価指数の値に事後調整が行われカバードワラントの価格に重大な影響を与えた場合は当該株価指数を含む。また、金融商品取引所による個別銘柄の約定取消しによって一定の株式の組み合わせによる指数（以下、「バスケット」という）を対象原資産としたカバードワラントの価格に重大な影響を与えた場合は当該バスケットを含む）を対象原資産とするカバードワラント取引のうち、当該金融商品取引所において当該約定取消しの対象となる取引が最初に誤発注された時点から当該金融商品取引所が当該銘柄を売買停止にしたことを受けてカバードワラントの売買が停止される時点までに成立したカバードワラント取引のことをいいます。

第2章 ミストレードの防止措置

第2条（ミストレードの防止措置及び投資家に対するリスクの開示）

- （1） MMと取扱金融商品取引業者はミストレードを防止するため、投資家に対し、下記に例示するような事項を実施するべく努力するものとします。
 - カバードワラントの前取引日終値からの変化幅又は変化率を提示すること
 - 各社独自の基準を設定し、カバードワラントの価格変化が一定の範囲を超えた場合に警告が提示されるか、又は注文の受付等に制御を加えること（オンラインで受注する場合）

- その他、投資家が異常な価格変化に気付きやすくなるような情報を提供すること
- (2) MMと取扱金融商品取引業者はミストレードによるトラブルを防止するため、投資家に対し、下記事項を実施しなければなりません。
- ミストレードが一方的に取消されるリスク、ミストレード発生時の処理手順及び正常価格の再計算の要請手順をインターネット上のWebページ又は販売資料等に記載し、書面、電子的方法又は取扱金融商品取引業者が適切と判断したその他の方法により、本規程について投資家の事前の同意を得ること
 - 再計算機関が満たすべき条件を予めインターネット上のホームページに公表すること
 - カバードワラントの価格算出方法及びボラティリティについてインターネット上のWebページ又は販売促進資料等において説明すること

第3章 ミストレードに関する取扱方針

第3条（ミストレードの取消し）

本規程に従って、取扱金融商品取引業者から投資家に通知がなされた場合には、本規程の手続に従って当該通知の対象となるミストレードは取消されるかあるいは正常価格での取引へ変更されるものとします。異常値が気配値であるかのように表示されたり、ミストレードが成立したかのような表示が行われたりした場合においても取消しの対象となります。なお、第6条の場合を除きミストレードに関して取消しとは正常価格での取引への変更を含むものとします。

第4条（同意）

投資家は、カバードワラント取引を開始する、あるいは継続するにあたって、事前に、本規程を精読し、ミストレード取消しの手続・リスクについて説明した開示書類に署名すること、同等の電子的な方法により確認を行うこと、又は各取扱金融商品取引業者が適切と判断したその他の方法により、本規程の内容を承諾し、同意するものとします。MM及び取扱金融商品取引業者が個々のミストレードの取消しを行う場合には、投資家がMMのミストレードに関する判断に同意するか否かに関わらず、投資家からの追加的な同意は必要とされません。

第4章 ミストレード発生時の処理

第5条（通知）

- (1) MMからミストレード取消しの通知を受け取った取扱金融商品取引業者は、速やかに、投資家が緊急連絡先として取扱金融商品取引業者に登録した電子メールアドレスへの発信、登録電話番号への連絡、あるいはインターネット上のWebページへ表示することにより、当該ミストレード取消しの通知を行います。これらのいずれかが最初に行われた時点で取扱金融商品取引業者から投資家への通知がなされたものとします。
- (2) 各取扱金融商品取引業者は速やかに当該ミストレードに関する業務処理を凍結します。当該ミストレードが投資家による売却であった場合は、当該投資家が当該ミストレードの売却代金を見込んで二次売買を行うことを防止する措置を採ります。

第6条（取消し及び価格訂正の選択）

- (1) 取扱金融商品取引業者は、前条の投資家への通知の際に、ミストレード時におけるMMの正常価格を提示し、当該価格への価格訂正を選択するか否かを求めます。投資家は、当該正常価格での価格訂正に応じるか又は当該取引をミストレードとして取消すかを速やかに取扱金融商品取引業者に伝えるものとします。但し、ミストレ

ードが午後3時以降に発生した場合には価格訂正を選択することはできず、すべてのミストレードは即座に取消されます。

- (2) 投資家が価格訂正を選択した場合には、MM及び取扱金融商品取引業者は、取引が、ミストレード時において正常価格で成立していたものとして業務処理を行います。投資家がミストレードの取消しを選択した場合は、当該ミストレードは当初より成立していなかったとして、業務処理を行います。
- (3) 投資家が通知を受けた後1時間以内にミストレードの取消し又は価格訂正の意思表示が取扱金融商品取引業者に到達しなかった場合には、MM及び取扱金融商品取引業者は、投資家がミストレードの取消しを選択したとみなして業務処理を行うものとします。

第7条（再計算機関による正常価格の再計算）

- (1) 前条の規定に関わらず、取扱金融商品取引業者から投資家に通知が行われた日から5営業日以内に投資家が取扱金融商品取引業者に対して、正常価格の再計算を要請した場合には、取扱金融商品取引業者はその旨をMMに通知し、正常価格の再計算の手続を採らせるものとします。
- (2) 前項の場合、MMは、再計算機関3者を速やかに指名し正常価格の再計算を求めなければなりません。但し、やむを得ない事情により再計算機関が3者に満たない場合、再計算は2者又は1者の再計算機関によって行われれば足るものとします。また、再計算を行うことができる再計算機関が1者も存在しない場合は、MMのミストレードに関する判断は正しかったものとして再計算手続は行われません。
- (3) MMは、再計算機関の計算結果の集計が終わり次第、修正正常価格をMMのインターネット上のWebページで公表します。ミストレードと判断された取引値が修正正常価格から30.0%かつ2円00銭を超えて乖離している場合は、当該MMの判断は正しかった（正常価格での取引ではなかった）ものとされます。また、ミストレードとされた取引値が、修正正常価格の $-30.0\% \sim +30.0\%$ の範囲にあるか、修正正常価格 ± 2 円00銭の範囲であった場合には、当該MMのミストレードに関する判断は誤っていた（正常な取引であった）ものとみなされます。
- (4) 前項の規定に従ってMMのミストレードに関する判断が誤っていたとされた場合、MMは、投資家の請求により、当該判断の誤りに起因して投資家に直接生じた損害を、法令上の手続に従い補償します。

第8条（二次売買）

- (1) 投資家が、ミストレード取消しの通知を受ける前に、当該ミストレードから得たであろう売却代金を見込んで、同一取扱金融商品取引業者において他の金融商品を購入した場合には、取扱金融商品取引業者は当該投資家に対し、購入した金融商品の代金をミストレードからの売却代金以外の方法で決済期日の前営業日までに手当するよう通知します。
- (2) 当該投資家が上記取引の購入代金を決済期日の前営業日までに取扱金融商品取引業者にミストレードから得たであろう売却代金以外の代金により負担することが出来ない場合には、各取扱金融商品取引業者が定める措置に従うものとします。

第5章 約定取消し取引に関する取扱方針

第9条（約定取消し取引の取消し）

本規程に従って、取扱金融商品取引業者から投資家に約定取消し取引を取消す旨の通知がなされた場合には、本規程の手続に従って当該約定取消し取引は取消されます。

第10条（同意）

投資家は、カバードワラント取引を開始する、あるいは継続するにあたって、事前に、本規程を精読し、約定取消し取引を取消す手続・リスクについて説明した開示書類に署名すること、同等の電子的な方法により確認を行うこと、又は各取扱金融商品取引業者が適切と判断したその他の方法により、本規程の内容を承諾し、同意するものとします。MM及び取扱金融商品取引業者が個々の約定取消し取引を取消す場合には、投資家からの追加的な同意は必要とされません。

第11条（投資家に対するリスクの開示）

MMと取扱金融商品取引業者は約定取消し取引によるトラブルを防止するため、投資家に対し、下記事項を実施しなければなりません。

- 約定取消し取引が一方的に取消されるリスク及び約定取消し取引発生時の処理手続をインターネット上のWebページ又は販売資料等に記載し、書面、電子的方法又は取扱金融商品取引業者が適切と判断したその他の方法により、本規程について投資家の事前の同意を得ること

第6章 約定取消し取引発生時の処理

第12条（通知）

- (1) MMから約定取消し取引を取消す旨の通知を受け取った取扱金融商品取引業者は、速やかに、投資家が緊急連絡先として取扱金融商品取引業者に登録した電子メールアドレスへの発信、登録電話番号への連絡、あるいはインターネットのWebページへ表示することにより、当該約定取消し取引を取消す旨の通知を行います。これらのいずれかが最初に行われた時点で取扱金融商品取引業者から投資家への通知がなされたものとします。
- (2) 各取扱金融商品取引業者は速やかに当該約定取消し取引に関する業務処理を凍結します。当該約定取消し取引が投資家による売却であった場合は、当該投資家が当該約定取消し取引の売却代金を見込んで二次売買を行うことを防止する措置を採ります。

第13条（二次売買）

- (1) 投資家が、約定取消し取引を取消す旨の通知を受ける前に、当該約定取消し取引から得たであろう売却代金を見込んで、同一取扱金融商品取引業者において他の金融商品を購入した場合には、取扱金融商品取引業者は購入した金融商品の代金を約定取消し取引からの売却代金以外の方法で決済期日の前営業日までに手当するよう当該投資家に通知します。
- (2) 当該投資家が、上記取引の購入代金を決済期日の前営業日までに取扱金融商品取引業者に約定取消し取引から得たであろう売却代金以外の代金により負担することが出来ない場合その他いかなる場合であっても、MM及び各取扱金融商品取引業者は約定取消し取引が取消されたことに係る当該投資家の損害に対して一切責任を負担しないものとします。

第7章 雑則

第14条（遵守すべき事項）

MM及び取扱金融商品取引業者は、国内の諸法令に従い、法令上の報告要件に該当する場合には、監督官庁にミストレード及び約定取消し取引に関して報告を行います。

第15条（規程の変更）

標準様式

この規程は法令の変更又はその他必要を生じたときに、投資家への通知を行うことなく変更されることがあります。

以上